有

ル

付先ツ次官ト

會談

ヲ爲シ其 ノ際交渉

成

功

度旨 ス 1

亩

出

テ

Ĺ

百分

ハ

本國政 -私的

府

日

1] 相

當

權

ヲ

與 見 度 チ

ラ ヲ 望 二基

エク

£

ノニシテ政

府

1

・シテモ右カー

噟

縋

ル

ヲ

待

Þ

ル

1603

昭

和

14

年

9

Ĕ

8

 $\exists$ 

在天津田:

四代総領事が大臣より

宛

電

報

-思考スル

、處自分トシテハ此

ヲ

再開

淆 込

> 7 干

### 5 英国の交渉再開 要請

四 和 14年 ġ **月**5 Ħ 総領事宛(電報) 在北京堀内大使館参事庁阿部外務大臣より 官 在天津 Ħ

代

1602

天津租界問 Í 大使が沢田外務次官へ打診につい 題に !関する日英交渉の再開をクレ

本 省 9 月5日 後 11 時 発

此

際漫然ト

私的會談ナゾ行フ

シコト

無益

ナ

ij

1

-思考セ

ラ ク

合第二一三五 ギ 日澤田次官ヲ來訪 i ハ天津 號 詯 題 シ 關 、歐洲狀勢ニ關シ話ヲ交ヘタル ス ル 日英交渉ニ言及シ「ク」 **|** ク

シ英國 テハ 几 ル 1 ガ 當 右交渉ガ中 運 詩 論 アノ英國 ||カ不當 - 絶シ 政 1ノ譲歩 府 タ 能 ĺ ヺ 渡 コ ト ( 爲シタリ 結 ヲ痛ク遺 局 Ĺ 般 原 テ ||憾ニ思ヒ 政 則 及犯 府 ヲ 攻撃シ 人引 居ル次第 渡 夕 關 עונ +

> 的 側 公使トノ會 居 ル旨述 確 一於テ承. ナル意見ヲ承知シ ベ 夕 知 談 及囊 ルニ 居ル 依 光筈ナレ 同 リ次官ヨ 公使ヨ タル上ナラデハ交渉 バ 我方トシテハ リ手交ノ文書 IJ 帝 成 政 府 英國 見 再 開 於 解 政 テ ハ 一應シ 府自身 旣 充分英國 難 加

藤

体 ル 的 \_ 意見 付 本件 ヺ 崩 ハ 要 確 ヘスル ス ル 一英國 コ  $\vdash$ 力 政 府 第 ナ 於テ我方要 ĺ 旨 噟 酬 求 置 對スル 丰 タ ル

趣 ナ ij

具 ル

上 本電宛先 海 英 北 1次、 轉 電 セ 天 津 1]

天津 I ギ 租界問題に関する日英交渉の I 大使が阿部外相へ要望に 5 再開をクレ

本 省 月8日後 10 時 30 分発

第二 元  $\overline{\bigcirc}$ 

依 八 り  $\Xi$ 1本大臣在京英國大使ト會談 (編注) 時打切リトナリ /居ル天津問 ノ際先方ヨリ 問題ニ關 ス ハー會談 り種々 事 誀 崩 情 ヲ

考慮ア 置。 |スル考ナキモ只漫然再開シタリトテ意味ナク英國 ij 度旨申 出り 、ルニ付本大臣ヨリ我方トシテモ之ヲ 側二 於 放。

セラル テ同 | 會談最後 ル 、コト必要ナル旨述へタリ之ニ對シ ノ段階ヨ リ 步 ラ進メタル具体的 クレ 『提案ヲ考慮 イギ Ì

必スヤ打開ノ方法アルコトヲ信スル旨述 ハタコ

ヨリ

何

·レ(二週間程靜養ノ筈)考ヲ纒メ申

出

Iツル

コ

1

ŀ

致度

領 セ

事

北京、 青島、 Ŀ 海 南京、 漢 厦門、 廣 東、 香港、

米二轉電セリ

編 注 本書第075文書付記参照

昭 和 14年9 月 13 Ĥ 阿部外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より

1604

玉 天津英租界に拘留中の中国人テロ容疑者を英 |側が臨時政府の警察当局 へ引渡しについて

第七〇 河

英國總領事 ヨリ六日附書翰ヲ以

ティー虐待セサ

ĺ

コ

1

(口)

隨

英國總領事館 側 ニ引渡スコトト 員カ 訪 問シ得へ ・セルニ付引取方手配アリ キコトノ二條件ニテ似警吾 タキ旨申 ノ上英國

越 F 時

支那

レルニ 館 付十二日午前十一 二於テ同 人 ) 、引渡ヲ受ケー應支那側警察署ニ留置 時支那係官ハ憲兵附添

1]

北京、 上 海  $\wedge$ 、轉電 セ 1]

英

英 轉 電アリ クシ

14 年 9 Ă 14  $\mathbf{H}$ 阿部外務大臣宛 在英国重光大使 光(電報)

1605

昭和

天津租界問題の解決を英国外相要望につい Ť

ンド ン 9 并 14 日後発

省 9 日前 着

月 15

本

八月二十八日會見ノ際外務大臣 ハ(「バ トラー」 次官 同 席

第

〇九

発

本 天

省 津

9

并 13 月 13

夜 後 係

大局

ノ改善

ニ努力ス

ル

コ

1

付テハ自分トシテハ

何等

涉

停止

三至リ

Ź

ĺ

Ŧ

何

1

カ再

開

テ適當ナル

妥協案ヲ得

二天津 係 同 議 第ナ 政 府 使 ノ際 之ヲ調節シ得サル筈ナク又之カ必要ナリ 界ノ形勢カ激變スル 種 + タシク意見ヲ異ニスル トシテ決定シ兼ヌル 樣 府モ之ニ答 セ ハ ハ 々 ij )英國トシテ 激 ル 、天津問題交渉ノ內容ニ付テ述ヘラレ 此 經 既二文書ヲ以テ其ノ態度ヲ 3 、考ヲ以テ努力シ來レル次第ニシテ ŀ 、ヲ以テ今日外務大臣ノ貴重ナル 變ヲ見 濟 |及シ東京交渉ハ不幸ニシテ充分丿 . /\ -ハ 思 ^ 點ニ付努力シタシト考へ居レリ 地 潰 問 方的 題 ||憾ニシテ當 タ ハ 出 八兩國 ス日 ĺ テ來リ(自今等 問 問 際 題 題 バニ至レ [英國交改善 |政府ニ於テ其 コ ヲ 尼力他 モ 兩 トトナリ 解 初 護國民 が順 決 |國ニモ影響ヲ及ホ ル 、ナルモ右交渉 ス 處日英ノ關 調二 ル ハ 心 ´明カニセラル クル次第ナリ 積 、天津問 問問 理作 ジ立 進 ij 題二 ナリ 渉シ 時 場 用 |題ノ交渉ニ 御 什 蕳 F タ Ĺ 係 成果ヲ得 ヲ \_ 1 シ次第ナ 夕 利 朝 關 ĺV · 述 話 !ヲ費シテ之ヲ論 思考スル ハ親交ヲ テ ル が然ル ・ス爲自 プカニシ シテ 點 用 ź١ ル ヘタ 通 本使モ從 所 モ 一付 途 アリ テ 1] ź١ ル \_ ル 白 英國 最 ij 依 威 夕 囯 分 中 \_ テ 際關 什 Ĺ 至 英 ル É ź١ 什 ." 沂 ij  $\exists$ 關 甚 此 威 單 來 次 本 政 本 # 沭 1] ラ

> 天津 適セ 異存 見交換ヲ行ヒ其 述 ナシ  $\overline{\wedge}$ 朋 ル 置 題 コ <u>-</u> 從 丰 タル 如 1 テ -考へ 此 7 局 力 ノ實現 其 地 斯樣ニシテ大局ヲ改善 點 的 ノ 21 後 問題 ラ計 兩國 E 同 ハ ルニ努力スル , 自然消 趣旨 最 最高責 間 往 接 滅 者ニ ヲ 皃 聯 ラ コ 於テ忌憚 絡アリ ル ル 1 モ コ トト 頗 クリ ト思 ル ・スレ 機宜 ナ 羊 ル ハ

歐洲

形

シ勢ニ付

荐

雷

第

 $\bigcirc$ 

川

號

ジン談

話

買用

セ

ル

後支那

朋

米

轤

電

セ

1

1606

昭和

14

年

ģ

Ă

14

 $\exists$ 

阿部英国

務重

宏大臣宛

(電影

#### 天津 租 **開**問 題に関する日英交渉 の )再開 を英国

# 務次官が要望について

口 ン K ン 9 月 14 後 発

本 省 9 并 15 夜

往(1) 第 電 第  $\bigcirc$ ○九號外相 號

1

的ニシ 會談セル バニ ヨリ東京交渉ニ於テハ ンテ他國 處其 ブ要旨左 Ŧ 關 係 ラ 通 ル ノ會談後別ニ 問 銀 題 問 ヲ 持 題、 出 法 + 「バトラー」 幣 V 問 夕 題 ル 1 付 如 遂 丰 交 般

シト 元 ニ付テ貴方ハ米佛 日英關 ル 會卜 或 シテ一般的問題 的 意見ヲ承リタシト言ヘルニ付更ニ本使ハ メント 條約廢棄通告後ニ於テハ東京會談ニ治安委員會ト經濟委員 ニシテ支那全般 北支ニ於ケル 元來問 能 ピノ立 地方的 ル 問 涌 題 、ル甚タ不幸ナル文書ナリト述へタル處「バ」ハ今後 -カ設ケラレタルヲ機トシ一方丈ケニテ問題ヲ終熄セシ 沭 題 H 場ニ關係スヘシ然ルニモ拘ラス英國 ||係處理ノ爲參考ニ供シタキニ付右ニ關シ忌憚ナキ ス最後 ・セルカ如シ右ノ如キハ日英關係改善ノ態度ト思考ス ]リ了解ヲ取極メ得タリ銀引渡問題モ法幣問題モ 、タルニ サレ 問題及之ニ 、處理ヲ爲スコトトナリ居リ日本側 英國 レタル ノ貴方 公ノ問 小 依 和 ナリト 累 地 以り本 71 ノ利益考慮ヲ要スト 關 |題ニアラサリシナリ若シ是等 !點タル天津英租界ニ於ケル 一使ハ 朗 言 スル背景ニ付テ談 題 1 二ハ ルレハ犯人引渡モ 東京交渉ニ ŀ ニシテ他國 ハ屬僚ノ手ニ成リタリト 付 一言ヒ九箇國條約迄チ 銀問題及法幣問 25 いヲ進 テ 關 側 'n ハ之ニ同 當初 同様 係ナキ ノメ背 71 米國 启 總 7)問 景 地 日 的 ブ通 意シ其 1] ユ 粕 共ニ ル .韻 問 付 地 題 崽 紬 商 他 方 5 1 題 テ

成

|條約ヲ引用シ恰モ支那

ショ

-

ハ多數列國

議

二依 一使用

ij

條約二 ル テ決定スルコトヲ要求シ居ラス利害關係アル ヲ設定シ支那ノコトハ 假ニ存在ストシテ其ノ何レノ規定ニモ之ニ依リテ集團機 占領支那ノ混亂等ノミヨリ見ルモ其 25 加 二見テ東亞 如何ナル場合ニモ他ノ壓迫ニ屈スルモノニ コトハ素ヨリ日本ノ歡迎スル所ナルモ英國等カ常 ヘント 付テハ自分ノ Ż ル 一ノ其 Ŧ プノ後 ノト認メラレ 私見ニ依レハ ノ形勢ノ變化例 九國ノ 一會議ニ依リテ若 タリ日 其 ノ内容 本 ノ存否ヲ ハ蘇聯 ۸ 東 ハ 亞 | 疑フ J 邦 兎 非ス又九箇 同 問 1 モ 意二依 角法律 ·ヲ É 題 通報 三九 ノナ 餢 ス 1] 1] 疆 的 テ

佛ト交渉ス シト思考ス日本ト 、運命ヲ左右ス ル ヲ辭セス乍併英ト ル解決 米國 ハ東亞以外 1 關 係 關 ノ威 係 米 ト佛 ヲ英米佛 ニ依リテ爲シ得サ 1 利 害關係 共同シテ ル

求スル所ニ非ス元來集團機構カ支那

ル

ハ

東亞ノ事態ニ甚タシク不適當ニシテ且九箇國條約

卖

セントセシコトニ依ルモ先ツ英國

ノ承知シ居ル所ナリ東

亞 決

21

北

京關

|税會議後英國ハ單獨ニテ上

海 簡

三出

兵シ

問

題

ヲ 解 題解決ニ不適當ナル

決定スヘキモノナルカノ如ク取扱ヒ日本壓

追ノ プ討

具ニ

ス テ

はヲ引合ニ

出

出スコ

1

-ハ多數

ノカニ依リテ日本ニ壓迫ヲ

交渉スル

コ

1

ハ

不可能ナリト述

へ置キタリ

應諾セル

が所ニシテ何時タリト

・モ差支ナシ之ハ

他

洩

ラサ テ

+

願

度キモ近

ク

「ジエミソン」休暇

取

がり自

分カカ

時

館

、地位ニ立ツ筈ニシテ自分ハ ヒ充分協力シ天津ニ於ケル

メンバー」在リト

・ハ考へサ

ルモ

右ハ東京會談ニ於

旣

希 長代

望

副

Ħ 出

1英關 來得 ラ

係 ル

ヲ 限

好

轉 Á

セ

シ

4

何

力

1

・思考ス往電第

一二〇八號等御參照

‴ノ上

一若シ右

筋

1]

本

側

1607 米 轤 雷 セ

吅 和 14 车 9 Ă 18 Ĥ 阿部大津 7.務大臣宛

元(電報)

引渡濟

ナ

力

地

還

セ 近 E ル

右

趣旨

コ

卜

ヲ

期

得シ

ഭ

ル

次

第

ナ

ij

(過

 $\tilde{\mathbb{H}}$ 

バ

*ا*ر

本官

訪

英国側 量実施ついて め 応諾により天津英租界内での 共 訚 捜

> 北京、 早當

英

轤

電 Ŀ

ァ 海 歸 iv

1]

天 津 9 Ă 18 徬 発

省 9 Ă 18 Н

本 夜着

第七

一六號

極

心

1608 昭和

14 年 9 月 30 Н

天津 在租界問

一二三九 號 極 祕

中 居

-絕後ニ於テ先方カ治安問題ニ

一對シ如 1

何 21

ナル態度ヲ有

シ

ル

F

採リヲ入レタル

處

21 ]

バ

1

現

在英租

界ニ有

力 居 現在英租界内ニ國民黨及藍衣社ノ有力「メン

(日太田憲兵少佐當館功力ト共ニ |

1

バ

1

1

往

訪

バ

\_]

在 ヲ

住

ルニ付近ク共同捜査ヲ爲シタキモ差支ナキヤト東京會談

東京交渉ニ 1 至 中 -法幣問 解 ル 1 決セ  $\wedge$ ンテ天津 シ 題 ハ 1 法幣問 於テ殘サ 11 21 汪。 蔄 思 題 21 中 題 央 ヲ ル 八政 解 ハ ル 決 或 カ 權 銀引 成立ト *)* \ (封 Н 鎖 英ノ専門家ニ研 渡 E 共ニ 問 解 題 消 幾 ラ 大體 分事 ス ル 情 コ 我 究 方 ヲ 異ニ ()希 セ 1 シ 望通 ス テ 4 ル ル 加 コ 1]

ヲ熱心ニ 、轉電 サ ク 題 セ 李 ル 述 1] 漢 の V シト 夕 解決方につき意見具申 居 元 野村外務 ル モ タ 銀塊 解 內 ij 話 職シ 旣二 引 セ 宏大臣宛 英國ニ送 渡 ル 本 程 簡 ンド 趣 語 ナ 題 (電 及法 省 ン ij 殺 報 犯 ル 9 10 幣 人  $\wedge$ 月 月 、及似警 禁止 ク **30** 1 同 H 人 問 前 後 題 吾 着 発 最 į١

ヲ テ當地ニ於テエ /請フ 東京ニテ正式ノ交渉ニ依リ決スル 一作スル ヲ適當トセラル ルルニ /١ 一於テ 勿論ナ 'n 右 ĺV 干 此 由 越

東京會談再開等ノ鳴 物入ハ考ヘモノト思考ス

昭 和 14年 10 月5 Ă 野村外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より

1609

#### に関し現地軍の 天津租界通貨問 が意向 !題におけるわが方の要求緩 D報告 和

本 北. 省 京 10 10 月5 月5 H Ħ 口後発 夜着

當局

一於テ

遂二九月分ノ給料ヲ聯

銀

券ニテ支給セ

第一 〇九六號 (部外秘

關 Ħ. 聯シ軍中央部 H 當 [地軍司令部河村大佐 ヨリ現銀引渡 ノ内話ニ依 /١ 飽迄要求スルモ法幣 V 21 H 1英會談 崩 萬 .題 開

存ナキ トニ付當地軍側意嚮ヲ求メ來レル Ė 聯銀券二 對 ス ル 協力 内容ト ヲ以テ軍トシテハ ーシテ 依然法幣流 右 異

聯

報

※ 券强化ニ對

コスル

協力ヲ求ム

ルル

程度二

一形

式

ヲ

緩

和

ス

ル

7

1611

昭和

14

年

10

月

13

 $\mathbf{H}$ 

野村外務大臣宛(電報在英国重光大使より

禁止ヲ目 天津 ロ標ト 轉 ース ヘキ 電 セ Ė ナル旨囘電セ ル 趣 世ナリ 御參考完

1610

昭和 14 年 10 月 9日 野村外務大臣宛(電報) 在天津武藤(義雄)総領事より

## 天津英租界当局が中国連合準備銀行券で中国 人職員への給与支払いについて

天 津 10

月 月

H

本

省

10

9 9

夜 後 発

第七五 七

及巡捕間二客月中 最近ノ舊法幣慘落物價暴騰ヲ -旬ヨリ 密二增給運 /理由 英租 動 起リ 洯 居タル處工 Ï 部 局 華 人局 局 員

北京、 濟 南 青島、 上海 二轉電 セ

# 天津租界現銀問題に関する英国外務次官との

付

意見交換につい

記 村外務大臣 和十四年十月 十二 在本邦クレ 日 桪 ギ

英国大使会

朋

ハセリ、

依テ本使ハ

「リ」ノ支那ニ居リタル時代ト事態ハ

本 П ンドン

省

育 月 13

14

H

10 10

後

ニ依リ話ヲ纒メタキ意向ニテ必スシモ會議ヲ再開スル シメ置ケリ、 於ケル銀塊及法幣 容レラレ テ然ラハ天津銀塊及法幣問題位 勢ニモ顧テ日本トノ關係ヲ重ンセラレ ハナキ次第ナリト語レルニ依リ本使ハ英國 ー」大使貴大臣ト會見ノ際東京會談ノ件ニ 十三日「バトラー」 レサル理 尙之等 由ナシト思考ス ノ問題ニ關スル英國政府ノ意見ヲ開陳 ト會談セル處 Ž 問 題ニ付テハ英國政 ノコトニ付テ日本ノ希望ヲ 一バ」 居ル模様ナル *)*\ 最近 側 府トシテハ話 付言及シ天津 21 最 「クレ 沂 ルカ果シ 國 際情 イギ 穑 1] 合 セ

御

學考迄

ヲ

特二銀塊 ノ如キハ英國 ノ政府又ハ民間 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ が所有 三非 スシテ 舳

リト ル ヘノ物ナリ之ヲ其 ル 2) 、スニ保管 中 本件銀塊 -思フト述 -央政府 シ置 ヘタル ハ支那政府ノ所有物ナリ從テ支那 1 -ノ關 クコ ノ所有主ニ返還スル 處 |係解決スル迄双方合意ニ依リ之ニ手 ト然ル 「バ」ハ「リー ヘシト考へ ・スロス」 コ 居ル次第ナリ \_ ト ハ當然ノコト 1 三樹立 ,研究二依 Ĺ セ j ラ ÷ 說

1後着 発 全然異 ナリ 居レリ 本件銀塊 力 政 府 屬 コスル Ŧ ラト

政治上ノ理 當然ナリ ニ於テハ / 臨時 何 山 レニシテモ英國 三基 政府 一ク故障ヲ入ル カ事實上ノ 政 政 府 力自 ル 府 コト ナル 國 二月關 ヲ以テ之ニ引 *)* \ 理 係ナキ 由ナシト 財 セ 言 産ニ付 渡スカ ハサ 北

スト 解決セラレテ差支ナキ筈ナリト述 ヲ得ス旣ニ英國 言明セラレ居ル次第ニモ顧ミ日本政府 |政府ハ支那ニ於テハ へ置キタリ 政 治 ノ希 上ノ 目 望通リニク 的

ヲ有

t

ル

付 記

野村外 、務大臣、「クレー ギー」 在京英國

會談要旨(其ノニ)

(昭和、一 四、一〇、一一、 亞、

天津 袓 界問 題

クレーギー」

大使ヨリ本件交渉中未解

決ノ問

題

銀

1 引

トシテハ 題ニ付テハ 渡ノミト思考セラル既ニ警察治安事項 一付 デハ 現 目下銀保管中 地 加藤公使トモ話合ヒタル 日 本軍當局 ノ支那側銀行 力强 ク主張 コトアリ然ル シ居 責任者ニ於テ之カ引 ハ意見一 ルラシキモ 致 シ法幣 英國 銀問 題 朋

渡 ラ 承諾シ居ラス斯 州ク テ 'n 簡單ニ引渡ヲ默過スル コ  $\mathbb{F}$ 能 21

邊リへ 考ヘラル要スル 能 + 1 ż ナラサル ĺν ル 狀 移シ其 災態ニアリ 諒解ヲ遂ケルトカ又ハ一策トシテハ一先ツ和蘭銀行 (ノ後日 、 ク 例 但シ \_ 组 本側 >何等カ ハ右銀ヲ支那住民ノ水害、 1 問 題カ片付ケハ次第ニ 『ノ希望ニ副フヤウ解決スル方法モ ノ話合ヲナスコト必スシ H 」英間 饑 饉 同國交調 É アノ資 不可 金

整ノ話モ出來得ルニ至ル 之ニ對シ外務大臣ハ會談  $\sim$ ノ再會ハ諸の シト述 タ 般 'n 1 進 -備的打合セ濟ミ

會談ノ形ニ於テハ一、二囘ニテ纒マル見透シ付クニ至 ハ之カ再開ハ差控フル ア要スト ) H 本 ・側態度ニ *)* \ 何等變更 ル迄

1613

昭和

14年

10 月

18 日

野村外務大臣宛在北京門脇大使館

一等書記官より

/趣旨ヲ述

へ置キタリ

昭 和 14 年 10 頁 16 H 野村外務大臣宛(電報在英国重光大使より

1612

### ば 英国外務省首脳部は天津租界問題が解決すれ は華北駐屯英国軍隊を撤退する意図 「があると

推測される旨報告

本 П ン K 省 10 10 月17 Ħ 16 日前着 後発

> 第 |號(館長符號扱

シ天津問 英國 英關係改善 |外務首腦 題 ノ處理ヲ急キ居リ右ニシテ適當解決シ天津 ノ實際的手段トシテ具體的 部ト 直接間接接觸セル所ニ依 問 題 彐 レ 'n 1] 米國側 解決セ /١ 事 1  $\mathbb{H}$ 

態當時ニ復っ 推測 せ ラル スルヲ俟ツテ北支ヨリ撤兵スル ル次第ナリ本件ニ關シ天津事件 ノ意圖 銀問 アル 題、 コ 法

1

ヲ

幣問題ニ付テ我方ノ承認シ得ル限度ニ付テ往電第一二三九

及第一 八號等御參照 ジ上 御 洩シ願度シ

# 天津英租界工部局警務処 一副処長李漢元の天津

## 退去に至る経緯報告

機密第一一六三號 北大警二機密第二三六號

接受日不明

昭和 Ť 应 年 Ŧ 月十八日

在中華民國 (北京

大使館二等書記

官

脇

季光

卻

外務大臣 野村 吉三郎殿

要

旨

護之カ抗日工作ヲ支援シ來レル天津英國 今次事變勃發以來蔣政權ト密接ナル連絡 英工部局警務處副處長李漢 公元ノ離. 津 採 租界 デニ 況 抗日分子 Ì. = 部 關 局警 ス ル 鰲 j 件 庇 處

了知ノコトト被存ル、 務部長宛別紙寫 副處長李漢元ノ離津ニ關シテハ旣ニ天津ヨリ ジノ通 1] 通 處今般當地駐屯憲兵隊司令官ヨリ [報アリタルニ付右何等御參考迄 ノ報告ニテ 御 警

本信寫送付先 天津總領事、 F 一海參事官 告申

淮

え

別 紙

支憲高第七六五

英工部局警務處副 虚長李漢 元ノ離津 狀 況

關スル件報告 通牒

和 干 힜 年十月十 Н

昭

支那駐屯憲兵隊司令官 北 野

憲造

1本大使館警務部 長

絡機 天津 英工 關 ドシテ英租界内ニ派遣セラレタル抗日共産分子並抗 一部局 **渦警務副** 處長李漢 完 ハ事變勃發以來蔣 政 權 連

離津狀況

三日公務出張ヲ事 日不逞團 体 :ヲ裏 面 由 ヨリ トシ英當局 支持策動 / 疑アリ 、保護裡ニ英船ニテ上海 テ視察中 處十月

向 ...ケ離津 + 1]

狀 況別紙報告 「通 牒 ス

發送先 方軍 隸下各隊長、 司 憲 司 淺井參謀 關 憲 司 中 憲 罰 大使館

本 文

離津 ラ經 緯

相 題ニ關シ之カ處理ノ必要ニ迫マラレ居タル折柄去ル九月 二陷レ且ツ身邊ノ不安ヲ感セシムルニ至リ本人ノ辭意ト 曩ニ東京會談席上我方ヨリ要求セル李漢元以 二十八日實施セラレタル協同搜査 一俟ツテ表面公務出張ニ名ヲ藉 が問 ノ結果本人ヲシテ窮境 題 ノ解決ヲ計 下ノ罷免問 り以

而 爾後會談 元ニ對スル公務旅行證明書發給方要請アリ 心領事 ジテ右 ハ 軍 ノ離津ニ先立チ英當局 再開ニ資シタルニ非スヤト觀察セラル ŀ 連 絡 上旅行證明書 ヨリ我方領事ニ ラ發給セ タル ル モ 對 ノナリ ヲ以テ我 ジ李漢

英董事長チツバ ·月三日十 時 十分英租界四 其他官民五十餘名ノ 號碼 頭 ゴヨリ 、盛大ナル見送裡 英領事 チ ŕ ・ミソ

英國(ロンドンノ如シ)ニ向  $\vdash$ 行所屬塘沽 海 轉出 ノ英領事 天津間連絡船 エイツチ、 で離津セ シー、 萬通號」 ラベ ル カ英工 ニテ塘沽 ツト 部 同 局ニ 上海 道 大古洋 一於テ 經由

本人ニ對シ金五百磅ヲ贈リ在任中 、勞ヲ慰謝 セ 1]

三言 動

離津途次大連碼頭水上 一檢問 所ニ 於テ取締リ官憲ニ對シ次

ノ言動ヲ爲シタリ

◎ 私 沽ヨリ「利生號」ニ乘船英領事ト ハ日英東京會談 三泊ノ上英本國ニ到リ警察學ヲ勉學 ノ結果退去處分トナリタル ·同道上海 ノ豫定 到 ヲ 以 1] ナ 同 テ ij 塘 抽

湟 天津ハ英工部局警務處副處長ニ就任以來八ケ年ヲ閱シ 一惜別 情 三堪  $\overline{\wedge}$ + ĺ Ŧ 時 |勢ノ推移 上巴ムヲ得

四 A. 墾

並ニ言動ヨリ推シ公務出張 未夕具体的反響ヲ把握スル ニ至ラサ 單二英側 jν カ 七 體 丽 般 田ヲ保持 11 ,離津狀 アセン 況

李漢 完元 ノ天津退散 21 黨政府派遣分子及抗日不逞團 體 ジ策

1

っ

ル

表面

事

曲

一過キス

多大ノ興 動 ラ 根 低ヨリ 佅 閉 拂 止 |セシムルモノトシテ之等分子ノ動向 アリ

垂 憲兵 (ノ處置

ラ

ヒツ、

前 記離津 ·經緯 Ξ 鑑ミ視察二止 メタリ

六所 見

聲明 去ル ĥ 九月七日付英バ 相俟ツテ歐洲 戦ニ トラー 伴フ英ノ東亞政策 外務次官 ノ日英會談再 ノ軟化ヲ表現

開希望

セ ル Ŧ 1 ĺ 思料セラル

J

1614

昭和 14 年 10 月 24  $\mathbb{H}$ 野村外務大臣宛在英国重光大使 (電報

# 天津租界問題の解決に向けた英国外相との意

見交換について

口 ン ĸ ン 10 月 24日後 発

本 省 10 月25日前 着

一三七一 號 極 祕、 館長符號扱

第

ヲ 往(1) 切り 電第 、出シ左ノ通リ談話ヲ交換セリ御參考迄 一三五六號會談 ノ際 <u>ハ</u> 外 相 *ا*ر 天津 問 題 關 シ話

外 ナラサルモ 天津 抖 鎖 付テ最 近二三不滿 足ナル 報告ア ij 何 1 力

テ言へハ元來英國 望ヲ容レラル 主トシテ銀引渡及貨幣 -キト今日トハ大分事 サ件ニ付 ルニ餘 フ テ 所有ニアラサル ij 'n 情 、困難ナキコトト思考ス銀問 御 問 承 ラ異ニシ英國 題ナリ之等問題 知 通り Ŧ 猶 側二 未解 ノヲ政治 一於テ日 ハ東京交渉 決 Ë 問 題 本 題 理 Ì ア 什 耍 ij 由

英國

|側ニシテ言ハ

ル

ル V レラル

如ク

政

治

+

ル

於

25

日本側

)

希望ヲ容

ル

木

難無シト

ヲ以テ引渡ヲ拒絕シ

居

ル

ハ英國カ支那

ニ於テハ

單

·二 貿

簡

|單二行カサル次第ナリ

於テ其 暴 + 經濟上 スル次第ナリ 自然二解 E 一ノ利益ヲ有スルニ過キスト言明シ ノ地方ノ行 ノナリ貨幣問 ガカル 前 述 ·政ニ反スル態度ヲ執 ル 問 [題ニ付テモー 題ナリ 通 1] 兩問題ニシテ解決ス が期ル事件ニ付テハ 小 地點タル ル 居 ハ治安ノ ル 大津 建前二合七 英國 レ 問 祖 ۱ 封 界ニ 題 於 銷

テ 解 パヲ示サ jν ル コ 困難ニアラサ ッルヘシ

本(2) 東京交渉ト云フカ 示シタル 自 分 ギ 力如 Ŧ 1 銀 ルキモ 、問題等ニ付 カ 野野 が如キ 餘リ 村大臣ニ對シ解決 會議 ・反響無ク其 テ ヲ 再 出 開ス 一來ル丈ケ妥協 分儘ト ル 方ニ付 意味 ナリ エニハ 扂 テ意見 湯ヲ希: 、アラ 1] 無 ヺ 望 提 Ź ス

自分ハ「クレーギ

j

、提案ニ付

テ

ハ何等報告ニ

接

外

+ 韶 # 題 ル ラレ Ŧ ハ 實 右 ハ 其 万 野 極 儘トナリ 村 メテ明 大臣ニ於テ「之テハ妥協 一般ナ |居ルニアラスヤト ĺ 問 的考慮ヲ容 題ニシテ前 思フ自分ハ此 述 通 ジリ若

外相 ル支那 政治· 側二 上ノ考慮ハ 返ス譯ナルモ 、セサ 其 jν ノ 積 持 リナリ 主ニ 一付テハ 唯 銀 相 問 當 題 議 持 論 主 ij

本使、 於テハ天津ニハ管轄ノ支那裁判所モアリ ニシ得ヘシ英國 其ノ持主 ハ支那側ニシテ若シ之ニ付 侧 バカ右 「 ノ 銀 力 其 地 方ニ統治 !テ明 何 時 権無キ 確 ヲ 七 缺 重 崩 クニ 慶 ħ

治上ノ考慮ヨリ 府 ノ物ナリト É ・シテ卽 1本側 チ重慶 ノ希望ニ應セ 政 府 ラ事實 ス斯 E 如 接 クシテ 助 ス ル 此 政

政

ル 譯ニテ英國 ル モ 重 慶 政府 ハ 日支間紛爭二付 ヲ 援 助 プスル 七 ノナリト ラント Ė 立 本人二映 ヲ維持ス ハスル 1 言

問題ニ付テモ支那問

題

二關

ス

ル

根

本問

題

力

日

**|英間** 

ニ横

當然ノコ j ij

ル

相 問 題等 自 Ě 分 '尙研究シテ如何ナル提案モ考慮スルニ吝カナ 素ヨ 1] 其 ノ積リ /ニテ問 題 解 決 當 屠 銀

/但シ此 問 [題ニハ 政 治 的 [考慮ハ入レ居ラサ ĺ 積リナ ij

席

デノ「ハ

ウ

極

東部長二向

ハウト 有トナリ居ルニ付天津 銀ハ實ハ支那 政 政府ニ ノ銀モ支那政府 於テ法律ヲ 、出シ全部 ノ所有トナリ 政 府 扂 所 1]

之ヲ聯銀ニ引渡スコト能 居ラス又英國 ノ態度ハ東京交渉ノ初メニ成立シタル ハサル次第ニテ政治的考慮 ハ 取 加

本使、 支那政府トハ今日 □何處ノ 、政府ヲ謂 フ ヤ重慶政府 Ï J

極ニモ明カナリ

1

+

「ハウ」、 タルコトナシ 然リ英國 ハ之ヲ支那政府トシテ承認シ之ヲ取消シ

本使、 日本軍ノ占領地域 貴下ハ重慶政 府 内ニ於テ事實上ノ支那政府樹立セ 21 日本ト敵對關係ニ在 ル ヲ知レリ レラレ ŕ

:租界ハ其 ノ内ニ在 ル 地點ナリ其 ノ地點ニ存ス ル 銀

得スト云フハ卽チ政治的考慮ニアラスシテ何ソヤ支那 が政府

二在 ヲ其

ル

ル敷千

唓

一隔タル

他

ノ要求ニ依ラサレ

う引

出

ブ地域ニ於ケル

ル政府

ノ要望ヲ拒絕シテ之ト敵對關

係

짠 歴史ニ於テハ ラ實際相手ト Ħ 來 不地方問 ・スルコト [題ニ付テハ其 カ殆ト慣例ト ノ地方ノ事實上 ナリ居ルニアラ

> ハウー カ此 東京 スヤ是斯クシテコソ其 ノ問題ヲ處 ノ取極アリト言ハルルカ此 日本政府モ北京政府ヲ承認シタルニアラス英國 処理スレ ハ ()權 直ニ 益ヲ守リ得 解決セラル ノ取. 極 ノ趣旨ニ 丰  $\wedge$ ラ以 キコトト思 依リ英國 テナリマ

本<sup>(4)</sup> 使、 重慶政 シテハ之ヲ支持シ居レリ何故ニ實際的ニ事 スヤ日本ハ現ニ重慶政府ト敵對關係ニ在リ北京政府ニ對 重慶政府ヲ援助 右表面 府 ノ承認ヲ取消シタルニアラス 的 ノ法律論ヲ楯トシテ日本ノ敵對關係ニ在 スルハ政治上ノ考慮ニ出ツル次第ニアラ 態ヲ直

ル

英國ノ立場ヲ定メラレサル (次ニ外相ニ向ヒ)日本ニ於テ多クノ人々 カ歐洲 、戰爭

根本的二理由 對シテハ日本ハ中立ヲ守リ英國ノ立場ヲ理 毎二日本ニ對シ故障ヲ持出スヤヲ反問シ居リ ハラス何故ニ英國ハ支那問題ニ付テ日本ノ敵ヲ援 有ルコトナリ自分等ハ英國 側 カ日 解シ 此 居 本トノ親 ノ感情 が助シ事 ルニ 拘

居レ 交ヲ希望セラレ ルカ天津ノ問題位ニ付テ英國ニ斯 居ル コトヲ常ニ日本ニ知ラセ ル根 本 理 ノ無理 解 二努

外相 ル 21 御議 遺 憾ニ感ス 論 點 極メテ有益ニ拜聽セリ自分 所 プナリ ハ 兩 國關 係

ル

其

分後

「バトラー」

二就テ樣子ヲ探リ見ルニ大體

同

往 第 1615 1] 本 上會談 右ニテ會談ヲ了 넴 雷 フ + 間 第 題 兀 受望ヲ容レ 昭 ル 1] との 和 佁 天津租界問 三九 一英國 本日 / 要點ヲ語リ目 付テ右ノ趣旨 14 折衝 號 车 八號 11 /١ 極 ク會談 リ本使 月 テ至急解決 日本ト 再開方意見具由 祕 二關 題 1 の Н 刻 解決に向けてクレー 特二新嘉坡問題 2) ノ友情ニ重キヲ置ク次第ナリ ラ着々實行ニ移 野村外務大臣宛在英国重光大使 別二 がメニ ス ル 出タル 一バ 様斡旋方重ネテ申入置 トラー」 本 П レンド 蘇 アスコ 聯 (電力) 省 郭邦 關シ英國 報 次官ト會見シ以 ギ 1 11 11 問 I /١ 育 月 ·大使 題 固  $\frac{7}{2}$ 1 側ニテ 日 Ħ Ē 会 一付 1] 前着 袳

> ゥ 臣次官トノ接觸及加藤公使ト トノ 、考案ヲ立ツルコト 置 成 f 鼠 無シ全部 ル 一バ 居 立 ノ態度 過 'n ハ一日各紙ニ ル 政 } Ŧ 其 府 丢 レ ル 部 1] ラ ラ í 他 ト見ラル北支排英ノ取 旌 ークレ 71 內 ク 建設 ブ日 上司二於テ承認ヲ得サリ 酬 此 ハ 御 Ì 本ニ 天津問題ニ付テモ何等解決ヲ延 掲載セラレ多大ノ好 研 點ニ付キテハ -ヲ政 莋 ギ 究 - | 二於テ日本側 對 ノ進ムニ ヲ願度シ尚 コスル 府 ハ 空氣 - ノ會談 希望シ居 連レ 本使 締ニ付テ日 ノ變化 往電 英國 *ا*ر ,有益ニ ラーハー 感ヲ ij シ模様ナリ 第 最 ノ承諾 侧 確定 近 與 一三七 ノ 協 感シ居レ 本 外 調 的 ク 得 執 相 1] *7* \ 1 汪 益 號 及次 ル ス 1) ij 適 意 1 夕 政 々  $\neg$ 大 ル 現 權 ハ 官

21

キ

Ż É

尙 處

*)* \

沭 改

通り Ħ

如

何

アナル

、安協案モ考慮スルニ吝カナラス

ア考

曫 種 *ا*ر

成

善

常常

一念頭

有

ラル

モ

ノニシテ天津

詯

題

1

ДП

丰

前

支

時 或 題 セ 御 大使 ラル 期 接 關 觸 T 係 漸次熟セ ル 1 /場合ニ ス 様ニセラレ ル 確 酬 件 21 三付 ル 其 我方ヨリ 樣 シ テ 二 都 コト 思 何等御 ハ 度承知致度シ ・モ忌憚ナク話シ込ミ主 ル ・ヲ希望ス(之迄問合セ ルニ付テハ 间 訓 無キ 處貴方ニ於ケル ク ] ラ天 張 ギ ヲ 1 津 貫  $\mathbb{F}$ 英 朋 徹

杂

沭

和 14 牟 11 月 11 Н 等書記官、在天津武藤総領事宛(電報在英国重光大使、在北京門脇大使館一野村外務大臣より

#### よりクレ 天津租界問 Ī 問題に ・ギー大使へ提議につい 1関するわが :方解決案を谷次官

別 雷 昭 [和十四年十一月十一日発野村外務大臣

在英国重光大使、

在北京門脇大使館二等書

靘

聯

銀 涌

券

使用流通ニ協力スル

コト

-ヲ以

テ妥協シ

得

、ク右

流

天津租界問題に関するわが方の対英交渉処置 官 在天津武藤総領事宛合第二六三一

本 省 11 莧 íi H 1後8時 10 分発

合第二六三三 號 極 祁

+ 間 H 福 二天津問 |用ヲ以テ谷次官ヲ來訪シタル ご題ニ關シ豫テ軍 一側 1 協 「クレ 議 結 深タ イギ ] ル 別 大使ト 電 合第

安問 先ツ次官ヨリ 除 半 題 二縣 號要領ヲ含ミ大要左 大体今夏 ジテハ 天津問 (ノ會談 犯人引渡等旣 題 結 後片付 果 、通意見交換ヲ爲セ  $\dot{}$ 筋 二實際 トシテ我方トシテ 依 Ě 1) 一安結 解決濟 ラ 富 バミノ 1] ź١ ル 諸 (1) コ 1 治

(II)

現

銀

問

題ニ

闘シテハ從來

 $\mathbb{H}$ 

1本側

主張

通り

右

銀

臨

時

+

ĺV

、ク右

ニ對シテハ重慶

政府ト雖

モ

反對

ス

ル

能

*)* \

+

救 濟 度 府 ク ノ資金トナ 尤 歸 モ 屬 右 え 銀 ル 、スモ差支ナ Ŧ 主トシテ ) + ĺ *ا*ر 同 同 力 ル 地方支那 卧  $\wedge$ 府 シ(ハ) 側 Ĵ 通 住 搬 貨 民 出 間 措 題二 水害及饑 置 ヲ 認 關シテ アメラ

1 政

英國 禁止ト云フ 側 於テ現銀問題ニ コト *7* \ プレ 弱 アスル ス セサ 我要 jν 永 モ F 英國 容 ル 側 V *7* \ 於 法幣

協力ノ具 租 嵬 內 体的措 ]支那側銀 置 行等 21 現 ノ取締ニ關シテハ 地二於テ折 衝 スル 何等 コ } カ 口 ナル ノ形式  $\sim$ 例

治ヲ 21 . 警察的 述 右 措 置ニテ實際上 中 特 二 問 題 盲 1 的 ナ ル ヲ達シ得 71 現 銀 ヘシト 誀 題 とナル 思考シ居 丰

ル

モ今日 前 シ テ 日英關係 ハ 將二 ) 新タナ 11 ĺ 國 展 開 ヲナサ シトシ ンツツ 意 7

見交換ノ鍵 分野ヲ分ツ大局ニ 1] 天津問 トモナ 題 着 ĵ 解 眼 Ŧ ジ天津 シナ 決 兩 V 詯 ١١ 題 此 更ニ 際御 如 廣 7 謂 互. 丰 直 11 或 *ا*ر 重要ナル 枝葉末節 際政局

號在英大使ト英外 簡 題ニ 關 ス ル ル前記 柏 1 我方提 會談ヲ披露 案 ハ嚴寒カ近 テ説得 行 丰 ÿ 努メ更ニ クツア ル

現銀

爲二之カ阻害サ

ル

ル

ハ遺憾ナリ

ĺ

テ英來電

第

三七

I

トニ

Ŧ T ij 北 支民衆 ノ感 情 一良好 ナ ĺν 結 果 Ŧ 作 ル コ 1

ル 、シト我方立 場 ヺ 縷 は々説 崩 ハセリ

三、右ニ對シ「ク」 大使 21 現銀 ノ所有權 問題其ノ他 二二關 シ

星

(論ヲ述へ種

空押

;問答ヲナシタルカ

ク

大使

ハ

英國

側

提案シ得ル所 ハ現銀ヲ封印 ノ儘第三 一國ノ 、銀行ニ預ケ更

一狀況

ノ變化ヲ見テ之ヲ臨時

政

(府側ニ引渡ス外ニ方法ナ

ヲ 撑  $\exists$ 重 、救濟カ必要トアラハ例 コスル 1] **=視スル** 成ル委員會ニ行ハシムル方對外的 聞エモ良カル 1 同 時ニ米國 ヘク英國トシテハ [ノ輿論ニ付テモ大イニ留意セサ  $\sim$ *)* \ Ħ 英、 日本トノ友好關係 臨時政府 ノ影響殊ニ米國ニ ノ代表等

ル ヲ得サル 立場ニアル旨 述 居 / タリ

本電宛先英、 北京、 天津

別電ト共二上 上海、 米へ轉電 セ 1]

本 省 11 月 11 日後8時 号30分発

カ關稅

合第二六三一 號 祁

別

電

天津租 界問題二 關スル對英交涉處置要領

天津 舶 界問題 關 シテ 此 ノ際左記要領ニ依リ之カ解決ヲ

品

ル

、モノトス

第 治安 韶 題

諸 所 件ヲ除キ大体今夏日英會談 謂治安問題ニ關シテハ犯人引渡等旣 結果 ノ筋ニ依 ニ實際上 リ妥結ヲ圖

ル コト

現銀 問 .顕

現銀問 題ニ 關シテハ

第一 歸屬ストノ建前ヨリ 段ノ 、措置トシテ從來ノ主張 同政府側 ノ搬出措置 (本件 現 銀 ヲ 認 *ا*ر 臨 4 時 ヘシト 政 府

主張) ヲ 、更二强ク突張ルコト但シ本件現銀 ハ 主トシテ支

那住民ノ水害及饑饉救濟ノ資金トスヘキ旨

ノ諒解ヲ與

ル ヲ妨ケサルコ

右第 段ノ措置ヲ盡シタル 上 |前記主張ヲ貫徹 ス ル コ 1 到

底見込ナキコト確認セラレタル場合ニハ第二段

ノ措置

1

シテ本件現銀 [ノ「カストディアン・バンク」 ノ所有權 歸屬 、問題ニ觸レスシテ正金銀

タル

<u>V</u>

場二鑑ミ同

行ニ保管ヲ移スコトヲ認メシム ル コ

通貨 韶 題

銀

英國 於テハ通貨問題ニ 側ニ 一於テ現 銀 關シテハ法幣 問 題 二關 ス ル 前 ノ流通禁止ナル本來 記 我 方要 求 ラ容 ル ノ主

1617

昭 和

14年 11 月 14 Н 在英国重光大使宛野村外務大臣より

電報

#### に説示方訓令 天津租界現銀問 浜正金銀行保管案を受諾するよう英国外相 題 に関 ï ゎ :が方が提示した横

本 省 11 月 14 日後9時 10分発

題

ノ意義ニ鑑ミ銀問

題

二關

ス

ル我方要望ヲ認

4

ル

ノ必

要

第 巡 三五 號 極 祕

張ヲ多少緩和

ロシ英國

一於テ聯

銀券

7 / 使用

流

通

Ξ

一對シ

協

スルコトヲ認メシ

Ž 侧

ル程度ヲ以テ我慢スル

ルコト

テ

央ニ於ケル交渉ニ依

い右協力

7ノ原

劕

的

7 東

ゲ 協

> 往電合第二六三三 一號二關

一、十三日 談 ピノ際 ク 一クレ ハ現銀問題ハ十日次官ヨリ ĺ ギー」 大使本大臣 |來訪 ノ序ニ谷次官ト 話 、筋ニテハ 英 會

或 ル ベ |側トシテ同意シ難ク斯クテハ天津 シト述へ タルニ付次官ヨリ實ハ未タ全然自 蔄 題 1 解 決モ 分 困難 個

7

第四

租界內支那側銀行其

關

對 衝 諒

ル 讓

臨 iv

醋

府

檢查及監督並二租界內經濟攪亂行爲取

締 ス 二 解

對

コス

ル 政

協

力 中 カ

且

(体的措置ニ付テハ

現地ニ於ケル ノ他金融機

折 \_

> コ 付 市シ

往電合第二六三一號正金銀行保管案ヲ持出シ正金 思付ノ私案ニテ政府ノ承認ヲ得ルヤ 疑問 ナル カト 一ハ關 ·前提 稅

對ナキ筈ナリト述ベタル 收入二付旣二保管銀行トナリ 處 ク 居ル位ナレハ *ا*ر 右 ノ如キ案ニ付重 此 ノ案ニハ 慶 反

側ヲ說得シ得ヘキヤ分ラサルモ兎ニ角研究シテ見ルヘシ

備

\*

F 右 カ 側

目

[的ヲ達シ得ル樣英國側

、諒解ヲ取付クル

コ

1 シ

關シテハ

ハ何等

力

ノ形式例

ヘハ警察的

措

置卜

ンテ實際

開

セ

シ

Ž

ル 如

ク誘導スル

、着意ヲ以テ之ヲ行フモ

ラト

ż

本件天津問

『題交渉ハ

/ 更ニー

般的日英國交調整交涉二迄

展

1 述  $\wedge$ · 夕 ĺ 趣ナリ

二、天津問題就 受ケ居 越へサル ル 訓 モノト 令 中現銀問 ・ノ範圍 想像セラレ [題ニ關 . ハ 結局冒頭往電ニノ 一而シテ右ハ多分ニ事 シ ク 大使カ本國 「ク」 F務當局 政 提案 府 日 ヲ 1]

及往電合第二六三一 クス」 邊リニ對 ジョ日 號御含ミノ上 1英關 係打開上 貴使ニ於テ ニ於ケル 本件 天津 IJ Ź 朋 ア 意見ニ拘束セラレ居ルモ

1

・モ推測

パセラル

ル

一付前記

5

人道 ŕ

題

關 分引

ス

ル

ラ以

テ

が佛國

政府

トシ

テ

-ニ之ヲ

絕 テ

式ニ 問

其

渡要求アルニ於テハ

同

北支民衆 ・モ無下

福

濫

從 拒

> 屢 天

議 津 第

五

四六號

極

祕

シ得

#

ル

ク從テ又引渡トシテモ何等

面子ヲ失フ次第ニア

五.

號

ヲ 强 來 舗 ル パセラレ 樣御說得相 ・セメテ 成 丘 1] 、結果囘電アリ 金保管案ニハ 是非 ï Ė 「ミー

ŀ

北京、 天津 轉 雷 セ

昭 和 14 年 11 月 15 Ĥ 野村外務大臣宛在天津武藤総領 死(電報)

1618

するとの理由ならば搬出を容認できるとの在 天津租界現

级銀

簡

|題に関し水害救済資金に

に充当

天津仏国総領事内話について

天 津 11 月 15 H 徬 発

1619

本 省 11 月 15 夜着

第 八 九 鬼

當 安協ニー 册 佛 租界當局 變セル 25 細 態度力 承 知 現 通 1] コ 1 -ラン íν 虎 領 和 界 事 內 ) 現 着 銀 任 問 後 .題 對 H

ź

依 關 シ ル 指 渦 H 害 三同領 1ノ復 事 養費及罹災民 ハ 、若シ臨 品 時 政 ノ救濟資金 府 ヨリ右 現銀 一充 ルツル ラ今次大水災 理 由 二 依

銀 ラ 韶 4 題 ル 解 ヲ 、以テ左程 決 セ *)* \ 佛 國 困 /١ 難 英國二追 ナ 力 ル ヘシ但シ日 隨 スル コ トト 英 會 談 ナ ル 再 開 キモ然 セラレ

7 护 ŀ ル テ 限 1] 一コーラン」 前 記 | 方法ニ 1 テ解決セ 個人的意見トシテ內話 /\ 成 功 見込ア ルニアラサ セ ル 經緯

ラ

態度ヲ示スモノト シテ御參考迄不取 赦 1] ル

機

|會ヲ見テ更ニ先方ノ意嚮

ヲ確ムへ

キ

・モ佛

國

現

地

當局

北京、 ŀ. 海 、轉電 セ 1]

昭和 14 年 11 月 21 $\exists$ 野村外務 光上巨宛 より (電

天津 :租界現銀問題に関するわが方提案を受諾

報

するよう英国外務次官へ説示につい

口 ンド ン 11 月 21 日 後 発

本 省 月 22 日 着

11 前

論 銀 簡 ヲ 題ニ付 爵 11 シ例 テ ź١ 、ハ英國 一之迄 「バ 1 1 面 -51 目 ラ保 ツ爲ニ貴電合第二六 1 聯 絡 日 本 1 間

號 ) () 案 通 1] 如キ Ē 金 水害救濟資金ニ入レ 二保管スル 1 力 ノ案 ル (ハ)寧 1 カ又貴電第四 i i バ 1 ラ

1] 出 テ ノタル Ŧ Ī Ŧ ĺV カ 本 使 21 其 ノ 都 度孰 V 干 H 本 側

容 ī 於テ承諾シ得サル ル 外無キ旨聯 が絡者ニ 所ニシテ本件 傳ヘシメ置キタ ハ無條件ニ ĺ 日 經 **娯緯アリ** 苯 - 丿 要望 為二

目

下

-東京ニ於テハ右英國側

ノ意見ヲ容レタ

ル提案ヲ爲シ居

當方ハ各方面ヨリ押シテ徐ロニ良好ナル返事ヲ待ツノ態度 全局 1 シ ルニ 定シ兼ネ居ルモノト -ラー」  $\overline{\mathcal{H}}$ ム次第ナルニ付速ニ日本 ヨリ觀テ事態ノ重要ナル 號 拘ハラス Ĵ 、如キ事情ニブ 其ノ他ヲ通シテ迫リ クレ |認 ĺ ギー」 メラル今日迄返答無キモ 、ツツカリタル爲英國 ノ試提案ヲ容レ ハ 、居ル次第ナリ生憎往 ハ之ニ反對シ 先方モ充分承知シ居 ・テハ 首腦部 居 ī 日 如 ハ了解ニ苦 **|英關** モ 電 何 ル 急 第 <u>|</u> \_ Ξ 係 付 決 Ħ. バ

スチ

ユアー

ナリシカ豫期ニ反シテ最近天津

領

事

ホワ

イ

/持シ居

ル

次次第

7

ル

カ

其

內

何

1

カ

反響

ラ

ĺ

キ見込

ナ

ij

昭 和 14 车 11 月 22 Н 野村外務大臣宛(電話在英国重光大使より 報

1620

化 天津租界問 注意方意見具由 が英国の対日態度に影響するおそれある旨 題 を 要因とする米国 |の対日態度硬

> 口 ン ĸ ン 11 月22日

本

11

月23日後 後 発

第◎ Ŧi Ŧi.

往 電 第 五四六號ニ 關

二十  $\mathbb{R}$ j ヲ ル \_ 述  $\exists$ モ  $\overline{\phantom{a}}$ 聯絡者ヲシテ「バ」 且 ハ 困難ナリシ北支撤兵 リフアツクス」 數日倫敦不在 ニ督促 21 ルセシ 日 一本側ニ X タ ノ爲遷延シ居 對 iv ス 處 石 ル ヂ 考慮 工 ル

中

コ

ノ報告ニ依レ ハ(「ホワイト」 ハ特ニ支那系統 反對 ヲ

トナリ 押シテ日本系統 <u>}</u> /居レリトノコト 同 人ヲ天津ニ遣リタ ニテ右ハ甚タシク英國 (リ)封 側 鎖 ジノ立場 71 增 Þ 嚴 Ĩ 困 重

難ナラシメ居レル旨 ニ依リ禍セラレ 居ルコト F 語リシ趣ナリ累報 ハ他ノ政府有力筋ヨリ ノ通り ノ聞込 米國 [ノ態度 モ

致シ居リ米國 二天津問題 ハ米國ニテ對日空氣惡化 「ウエ バズ ノ所言 ノ材料ニ使用セラレ右 所報

フ

1

ル

(新聞

等ニ見

ル

態度硬 當 ニテ英國カ戦争 地二於テ 化 こ二道連 'n 一タイムス」 レニナル虞ア 關シ漸次自 等ノ米國系新聞 信 1] 甪 ヲ得來ル 心 ノ要アリ 1 共二米國 二反響シ居 ト思考ス 對 ル

樣

*)* \

ト共二米二轉電 セ

冒

頭

往

蕾

 $\mathbb{H}$ 1

궆 'n

側

ーシテ

1] 21 ハ

此

提

案ヲ爲シタ

ル

テ

英側

反 ハ妥協

對

P

ル 結

ヲ

豫

期 依 案 使

+

+1

1]

3

1

. 繰

返シ

夕

ル 次 居

處

災ハ

正金ニ保管セシ

. 神

ル

貴方ノ

思

付 資

1 金

承

知

1] 11/

1622

昭

和

案ナ 中

ίν

シト

述

· 夕 リ

依

正テ本

體

**鞍**濟

使

甪

ス *)* \

渡ス

ナ

ラ

ス

シト

述

置

ケ

ij

ᇴ

咸

ヲ

夕

ĺV

#### 1621 吅 和 14 车 11 月 $\frac{1}{23}$ Ħ 野村外国 外務大臣宛

(電力)

バ

自

分

21

此

點

テ

ź١

種

々

努力シ又外

柏

1

相

#### 天津現 で検討につい 銀行による共同管理案を英国外務次官との 銀銀 醅 題 ĩ 関 Ü 横 浜正 金と香港上 海 ഗ 蕳 面

П ン K 11 育  $\frac{23}{23}$ H 徬 発

ナ

然失フコ

ートト

ナル 引

爲何 以スコ 假 關

<u>۱</u> }

力 ハ

拔道 從來

ア考

 $\wedge$ 

+

 $\wedge$ ス 1

力 ル

ラ 立

サ

ル

次

事

寶上日

本

渡

ノ議會ニ

對 ル

場等ヲ全

寸變リ タ

ナ 力

丰  $\mathbb{H}$ 

Ė

銀 ŀ

ヲ

令銀

行ニ保管セシムル

名義

ニテ

T 何 談

ル 21

本

係

ラ改善シ 付

度キ自分等

ノ熱意

勿論 七

本 省 11 24 前 着

第

Ŧī.

八

號

極

祁

ラー 得 得 鱪 英 天津 人側ニ ス ル ルモ全部 伸 引 語 **|** 論 對シ押シ居 問題ニ付 渡スナ 加 一一一 私的會談 H ノラハ 本 デハ ゥ 側 此 議 往 救濟委員會ヲ設ケテ之ニ引 三引 ヲ遂ケタルニ先方ハ問 ī 哈會 二 電 ル 點 渡スコトニテハ 處 第 越 一於ケル 一十三日先方ノ 五六〇 難 答辯又 7 ) 號ノ 難 點 政 涌 1 21 輿 求 j 府 題 1] ジメニ 論 引 ij  $\dot{\forall}$ 來 銀 續キ 場 對 デヲ中 依 Ĺ 當方 1] F ij 維 說 例 立 持 崩 バ É ) 機 1] 3 3 1

> 先方 シテ 乃至 案 1 ίν ij /١ ニモ 銀 絶對ニ バ ŀ コ ハ ŀ 示 Œ ·說明シ ス ヲ 1 ルニ 移 電報シ置クへ t ヲ 金二保管案モ提 ~繰返シ 不 1] シ 一於テハ 兩銀 一可ナリ 本使 尙 一バ 行管理 述 *)* \ 英側 東京ニ 中 へ置 、キ旨述 21 立 議シ 一ノ機 本 ラ下 丰 於 於テモ考慮シ タ Ė ĺV 居 關  $\wedge$ テ タル 私的 一其使途 力結局 叉ハ ź١ 救濟資 ル |會談 カ右 銀 依 ラ救 行 正 ij 得 金卜 金 11 本 一保管 流濟事 內 ル 我方最大 使 使 容 力 香上ト 業 E ハ 加 用 ス 牛 同 二充 ス ル クレ 様電 態度 ル 力 ・考慮 笳 共 ツ コ ギ ヲ ル 同 1 丰

ナ

コ

14 年 11 月 23  $\exists$ 野村外津 務武 大臣宛

死(電報)

を振り

天津英仏租界

への石炭搬入に関

するわが

方対

天 津 11 育  $\frac{1}{23}$ 

本

省

11

月23日

夜着

兩租界 最 近多期二 ノ石炭供給 向 ヒ英佛租界へ ハ 檢索 ) 實施ニ依リ多少澁滯 、石炭搬入カ問題ト j 狀 ij 態 扂 ル 在 處

ニ騒キ立テ遂ニ英佛米總領事ヨリ至急石炭搬入制 折 1] が最近 ; 柄兹數日寒氣 !兩租界ニ於ケル ~頓ミニ 加ハ ースト ۱) 來レ -ツク」 ルル為 ハ著シク減少シ居 ||同租界 为 ラ外 限 総 國 和 夕  $\sqrt{}$ 俄 方 ル

居 要請シ來レルニ付從來我方ニ於テハ特ニ石炭搬入ヲ禁止 ル 、譯二ハアラサル モ生活必需品タル 石炭 (ノ供給等ニハ 實

大ノ措置ヲ執ル

ルコト

・然ルヘシト思考セラレ

タル

ルヲ以

デ

軍

偂

界工 ト折 部 衝 嵩 (ノ上本冬ニ於ケル英佛租界ノ全需要額ヲ査定シ各租 || 力其ノ範圍內ニ於テ之ヲ搬入スルコト トシー 兩 H

中

査定ヲ了スル

ル見込ナ

ĺ

カ右査定ヲ終ル

汔

需

要ヲ考慮

佛 シ不取敢開灤鑛務局ヨリ英租界ニ對シテハ二千二百 租界 一對シテ 噸 ラ供給セシム ル コ 1 j 類 順 ル 寛大 ラ又

二措置 ニアラサ 立テ居 ピシ置 ίν ル 關 ニキタリ 一付豫 係 Ë 一何等誤報セラレ ·石炭搬入問 メ實情報告ス 題 どハ此 各方 ジ敷 줆 ヲ H 刺戟ス 來英米 ル 側

惧 ニテ

ナ

後 発 北京、 Ŀ 海 香港

轉

雷

t

英、 米 轉 電 アリ

1623 昭 和 14

在天津武藤総領事野村外務大臣より

宛

雷

報

年 11 月 2**5** Ħ

天津 租界問題に関する米国 圓 の

諸種

苦情に鑑

H

事実関係査報方訓令

本 省 11 月25日 後 9 時

発

第 氚 九 號

往 電 第 巡 八 號 關

及米國 次第 T 貴 クラハ 地 方 一於ケル 目 御 人關係貨物 電 承 アリ 知 檢問 度尚 通 取扱 措 ナ + ĺ 置 處 月十 一關シ 關シ 旣二御報告 最 此 五. 近米 日附機密第 ノ上參考トモ 國 次第 側 日 1] *7* \ 七 ナ P 種 ル ル Þ 、モ米國 苦情 0 號貴 丰 事 アル 項

7 中 檢 ル 處眞 問 所ニ 否御 於ケル支那 取 調 上 御報告ア 人巡警カ 賄 ij 庚 賂 ヲ 强要シ居

ル

T

報

渞

北 京 Ŀ 海 轉電 t 1]

鰠

問 ド

白 i シテ

ヲ刺 + 是

힜 菲

 $\Xi$ 

|本間部隊長ヨリ

軍ニ於テモ出來得ル限

以り米人

神

近日米關係惡化ノ有力ナ

が材料ト ŧ 連絡

ナリ

・ツツ

アルニ鑑ミ之

方ニ付テハ常

三軍

側

ŀ ĺV

ノ上折角努力中

j

íν

カー

對シテハ極力便宜ヲ供與シ居レル

バニモ

'拘ラス天津

詯 所

題 涌

最

米人並二米人商

詔

ブノ使

角

人及米人關係貨

物

檢

簡

商過 21

貴電第 第

四 〒

九

號

關

八

加

態度

並

取

扨

振

Ŧ

ノナ

ĺν

コ

1

1

間

部

隊

一於テ 他

ź١

右

 $\bar{\Sigma}$ 

軍 1)

方針 一關ス

カ末梢 ル

三徹底

セ

# 崩

ĺ 瞭

\_

起 ナリ

因

ス 太

#### 1624 吅 和 14 车 11 月 26 Ħ 野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より

#### 天津租 恒界に おけ る米国人取 扱い 振りにつき本

!師団長と協議について

天 津 11 月 26 H 後 発

> 米 北京、

英二

轉 海

電ア \_

ij

轤

電

セ

1]

1 ル

ーナレ 次第

1]

ナ

ĺ

21 早

-速之カ是

正方ニ付最

善

方法ヲ講

ス

ル

コ

1

本

省 11 月 26 H 夜着

1625

昭和

14

年

11

月

28 日

野村外務大臣宛在英国重光大使

(電影

英国 とはなく天津租界問題の解決に最善を尽くす との英国外相内話につい の 対日態度は米国によって左右されるこ 7

П ンド ン 11 月 28 日 後 発

本 省 11 月 29後

經 第 一六一五 號

ノ會見ニ於テ

, 奈邊ニ存スル 戟 體 Ť ル 7 + 反對スル 總 jν ル様努メ 福 事 Ŧ テラ往訪 力 詳細 クキ ノニアラスシテ檢問所ニ 趣ヲ以 『懇談シタル處先方 一聽取方依賴 グテ米側 デ ij 、不滿並ニ希望 7ノ不滿 同 一於ケル H 本官 希望 將 カ 兵 *ا*ر 71 果 檢 K 渦 百 刨 題 二扇シ チ 「バ」次官ト 外相ハ二十七日 英國

重大ナ 政

ル 御

點

アリ自分ヨリ此

ノ點改、

夕 般

話ハ委細自分モ承知セリ右

ノ内

府

力

日本

ŀ

· ノ 關

係ヲ改善シタキ

希 メテ申

望

極

メテ ケ

如 眞 一撃ナ ク米國 ίν Ŧ 態度ニ依テ何等左右セラルル ノニシ テ 此 方針 力最 近新 聞 E ラニ 傳 非 ラ ル 點 夕 iv + 11 カ

尙 一於テ チ **/エンバ** が問題ト ーナリ レ 2 總 カ 總 理 理 力朝 1 意嚮ハ右誓 日新聞二 與 言  $\sim$ タ 通り ル 誓 Ť ĺV 七 當 コ 地

ヲ玆ニ

確言シタシ

右樣 ナリ之ニ關スル 、次第ニ付天津 闲 難 詯 Ï 點 題 */*/ |モ何トカ解決シタク自分モ努力中 ア ルモ自分ノ考ハ申上クル 涌 1]

大使

ナリ

ŕ

· 述

夕

ĺ

\_

側 シ尚天津問題 右重要ナル言明 大局的見地 解決ノ アラ得 ヨリ鋭意其ノ解決ニ努力シ旣 ロタル 、重要性ハ旣ニ御 コトヲ多トス右 承 知 ハ 、政府ニ 1 二半 涌 1] 一報告スへ 'n Ť 以 ij ŀ. É 干 本

歩ミ寄レリ英國側

ノ努力ヲ待チ居ル次第ナリ

此

1

點

*ا*ر

兩

國

スレ ニ付テ(「バ」次官)ニ於テ苦情アリ自分ハ天津 右ハ冬期石炭搬入ノ問題ラシク既ニ英佛總領事ノ希望 ・ハ右苦情モ當然ナクナル 般關係ヨリ篤ト考慮アリタシ尚天津ニ於ケル  $\sim$ キ 一譯ナル旨ヲ答 朋 タ 対鎖 題 力解 ル 取 *)* \ 力 完 尙 決 扱

米へ轉電セ 外相ハ自分トシテ最善 ラ 、努力ヲ爲スヘシト挨拶セ 1]

全二達セラレタル

カ

が如シ

Ĭ

テ

ア天津

年ヨリ

情報

ラ

・披瀝シ英國

用

[ノ努力ヲ促シタル

1626

昭和 14年11月 **30** Н 宛(電報) 野村外務 墨光大使、場大臣より 在天津武藤総領事

## できないとのクレーギー大使回答につい 天津租界現銀問題に関するわが方提案を受諾

本 省 11 月30日後10 時 0 分発

合第二七 五. 號

二十四日 一クレ ギ j 他用ニテ谷次官ヲ來訪 天津 問 題

先ツ谷次官ヨリ現銀搬出問題ニ關 關シ更ニ論議ヲ重ネタルカ要領左 スル我方試案ニ付 ブ通

英國

側

英國 ナキ旨答へ更ニ北支ニ於ケル反英運動 ハ 如 |政府トシテハ第三國銀行ニ預入ヲナス案ヲ固執 .何ナル意見ヲ有セラルルヤト質シタルニ「ク」 ノ存續及天津ニ於 ハ ス 結 ル ケ 外 局

決コソ斯ル事態ヲ終熄セシムル所以ナル旨說明シ自 英人ノ差別待遇ヲ云々シタルニ付次官ヨリ天津問 分 題 11 信 解

ル

セザ 度キ希望ヲ有スルモ米國 jν Ŧ 新聞紙等二依 ï /١ 壓迫 英國 三依 21 本件ニ關シ我方ト妥結 ij 其 ブ意圖 プラ阻 7 レ

居リ又英國政 問 題 /١ 貴大使 府 本件 決斷ニアル 一關シ T 相 當妥協的 報道モアル旨指 態度ヲ 有 摘シタル ラル ル

E

他

討

議について

英發本大臣宛電報第

五. 闗

八三號末段ノ正金ト香上トニ

一共

高

往電合第一 合第二七六七

七

五 號

號

約シタ 方モ 政 倫 本 *ا*ر ,全ク失望シタ (府カ今尙重慶 ||敦ニ於ケル 國 難 府 キヲ忍ンテ種 ナ ル旨辯 H **|英當局** ĺ 政 照解シ 次第ナ 府 々 居り 思惑ニ ・妥協案ヲ提出シ居 間 ij リタリ 一斯 Ĺ · 述 捉 グクモ 尙 バ 解決 次官 結 レ 政 高 コリ 治 研 層シ 究 的 ル 本件ニ ラ Ξ 解決二至 / 努力シ ーモ 續 ケケ 拘 層 íν ラス英國 ーラサ 훋 コ パシ東京 1 ij 我 7 ル

ク

自分モ

當然權

源

ヲ

與

ハヘラレ

居

ル

モ決定ヲナ

Ź

ハ

テ

本電宛先北京 天津  $\vdash$ 海 英

シ

ユ

]

18

]

ヴィジョン」

ノ下ニ右

兩銀

行

ノ

ーテクニ

力

ル

威

或

14 年 12 月2 Ē 宛(電報) 宛(電報) 野村外務大臣より 在 天津武藤総領事他

1627

昭

和

銀行による共同管理案を谷・ 天津現銀問 問題に 関し横浜正金と香港上海の クレ Ī ギ I 蕳 画

省 戸  $\tilde{2}$ Ē

本 12 1後7時 30分発

開始セリ ヲ受ケ居ラスト稱シ「ク」 銀 - 然ル 案 行 ヲ 一付關 移シ ク ヴ シト認メ二日谷次官ト ノオー 係方面 兩銀行管理 ハ未タ右案ニ付テハ何等本國 ルト 1 - モ協議 二置キ正金香上 ノ下ニ ノ考トシテハ本件 結 其 果右案 クレ 使 途 フ 1 ヲ 依 救 ギ 銀 政 濟 1 ij 解決 日 ハ之ヲ中 府 事 1 日 1 IJ 話合 ヲ 通 計 元 立 ヲ 'n ル

コ ル

ŀ

アド 英國 作成スヘシト 政 府 側ニ於テ十分斡旋シ得 ヴァイズ」ヲ受ケ救濟事業ニ使用 申 -達シ得 述へ居タル趣 ヘク救濟物資 ナ シ ij 供給 1 述 來 スル 銀 週 ノ處分等ニ付テ 月 ノ案ナラハ 曜 具 八体案 本

本電宛先英、 北 京 天津 H. 海

昭和 14 车 12 月 9日 宛(電報) 在英国重要 野村外務-墨光大使、 在天津武 藤総領事 他

1628

#### I 天津租界現銀問題 ギ I 大使が試 案提示につい および 通貨問題 に関しクレ

別電 昭 和 应 年 -十二月九日発野村外務大臣より 在

英国重光大使、 在天津武藤総領事他宛合第二

行半額マテ分割シテ或

ハ(c)在天津香上

銀行及正金

一四号

現銀問題に関するクレーギー -試案

\_ 昭和十四年十二月九日発野村外務大臣より在 英国重光大使、 在天津武藤総領事他宛合第二

八一五号

通貨問題に関するクレーギー試案

本 省 12月9日発

(四)

合第二八一三

往電合第二七六七號二關

四日在京英國大使谷次官ヲ來訪シ現銀問題ニ關シ要領別電 合第二八一四號、 通貨問題 三關シ別電合第二八一五號 ジ如

キ試案ヲ提示セリ

本電及別電宛先 天津、 英 上海 (北京欠カ)

別電

本 省 12月9日発

合第二八 川 號

一本件銀 21 (a) (在天津白耳義銀行ニ又ハ)の香上銀行及正金銀

共同管理ノ下ニ天津ニ保管スルコト

二後記三、 領事館 面前ニ於テ封印セラレタル上保管セルヘシ 穴ノ場合ヲ除クノ外本件銀 ハ日本及英國天津

總

巨前記封印前十萬磅二該當スル銀ヲ分離シ北支ニ於ケル水 害旱魃ノ救濟資金トス但シ斯ル救濟ハ治水關係

供給モ含ムモノトス

前記 金ハ磅貨又ハ米貨金トシ食糧品其ノ他必要物資ノ購入ニ ノ如ク分離セラレ レタル 銀 ハ賣却セラルヘク其

ノ賣上

當テラルへシ

田天津日英總領事ハ救濟事業ニ對スル専門家ヲ任命 對シ責任ヲ有スヘク且支那側現存委員會ト協力シ救濟物 之等専門家ハ總領事監督ノ下ニ右資金ノ妥當ナル使用 ノ補給ニ乗與スルモノトス スヘク

ヲ計算スルモノトス

及冬季ニ於ケル救濟事業ニ必要ト見做

H

V ル 費用

總 程 額 度

穴前記専門家ハ現存救濟委員會ト協議ノ上 饑饉狀態

引出スヘキヤニ關シ協定スルモノトス 右報告ニ基キ日英兩國 政府 25 , 更ニ 幾 何 ノ銀ヲ救濟目的

Ī

ギ

ĺ

1629

昭 和 14 车 12 月

9 Ħ

宛(電報) 宛(電報) 野村外務大臣より

在

天津武藤総領事

他

天津租界問 間の討議内容について 問題クレ ギ ー試案をめぐる谷

ク

試案伍ニ對シ本

成

政

府

日

1)

同 項

É

英政

府

11

食糧其

他

本 省 12 月 9 Ř 桑

附

頭 電報

(別電二)

夕 ij 電合第二八一三 トテ九日谷次官 一クレ ギ 號 1 「クレーギー 試案ニ付テ Ì ト會談

請訓二

對シ囘訓アリ

結

果左

如

題 ル 「クレ 認 グラ モ 最 メ得ス飽迄の (c) ĺ 初二 21 承認シ居ラスト言ヒタル ギー」 逆轉セシムル次第ナレハ我方トシテハ絕 試案一二付テハ ラ主張スト述ヘタルニ「ク」 本國 付次官ヨ 府 /١ (a) 1] ヲ 右 承認 實 問 +

(<u>\_\_</u>) \_\_\_\_

启

21

其

を権限

只二關

投機又ハ

密輸

-ス右 パスル

Ħ

/ 爲ニエ

部 7

局 防

警察自ラ又ハ日

[本官憲ヨリ證據ヲ得タ 方法ヲ執ルモノト 、內二於テ通貨

ル

場 的

合

万

立

- 二必要ナル檢査及搜査ヲ行フモノト

止 部 í

スル爲凡ユル

 $\stackrel{(-)}{\perp}$ 合第二八

部

7) í

租

界内ニ於ケ

聯 人 銀

券

使

角

>何等妨

害 ル

銀問

題

本

省

12

育

9

Ħ

桑

Ŧi

+

ĺ ż

七 启

- ス卽

デチ右

 $\bar{\Sigma}$ 

個 ív

需要ニ基キ

使用セ 一對シ

ラ

ív

干 セ

第三 コトトシテ再請訓シテハ 庫二保管シ表面ハ天津ニ於ケル安全ノ場 ル、 シティー、 ||國銀行ニシテ金庫 ンク ノミナレハ實際 如 何 1 言 ヲ有スルハ「ナシ ル ニ付考慮方ヲ約 所ニ保管ス 71 同 記銀行 3 金 ル ナ

セリ ヲ設定スルコト 金ヲ作ル ク ノミナラス之ヲ見返リトシテ 試案四 ノ修 ニ關シ次官ヨリ單ニ銀ヲ賣却シテ資 正ヲ提議シタルニ對シ 「クレヂット ・「ク」 ハ 同

ノ物資 來リ 加 タレ スル必要ナシト述へ次官ヨリ ノ購入ニ付凡 ハ夫レニテ十分ナレ ユ ル 便宜 ヲ 與 *ا*ر フト云フ趣旨ニ 「クレ 銀 ノ賣却ニ時 ヂ クツト 修 云 正

ラル 部 ツト 訓 ス英國側カ北支民衆ノ怨ミヲ購フカ如キ措置ヲ固 1] メテ請訓スヘシト述ヘタリ「ク」試案穴ノ後年約 要スル場合食糧等ノ購入ハ ス 試案三二依ル十萬磅ニテハ何等救濟 i分ハ本國ヨリ否認シ來リタリト述へタルニ付次官 ル ルルハ 設定ハ必要アル旨ヲ述へ「ク」ハ右ニ付テハ コトトセ 不可解ナリ / ト其ノ 、復活ヲ强調セル結果之亦請 急ヲ要スルニ 目 一鑑ミ「クレ 的 ヲ達シ得 執 改 ヂ +

Z 聯銀券及銀行檢 **査問** 題

聯 之ニ協力スルモ 日 ij 銀券ノ使用問 「英國側ハ聯銀券ノ使用流通ニ對シ妨害ヲ加 ノト 題ニ對シテハ ・ス右協力ノ具体的 ク 試案一二對シ當方 措 置 21 現 地 Ξ 於 ス

タル 何 ケル日英當局ノ間ニ取極メラルヘシ」 !ナル內容ヲ有スル (ニ「ク」ハ 右前段 ヤ明示セラレ度シト述へ右ヲ考慮 ハ贊成ナル Ŧ 「協力ス」 1 21 加

}

ノ案ヲ提

議

1630

ル ベコトト ż 11

三我方ヨリ (二) ク 試案口ハ當方ニ於テ異存ナキ旨ヲ述 租界內支那側銀行其 分他 余 融 機 關

英間ニ合意セル専門家ヲシテ檢査及監督ヲ施行セシム 對 Ħ

> 機 ルニ當テハ 關 對スル友好的勸告等ノ方法ヲ以テ右施行 英國側 八右租界內支那 側銀 行其 ブ他 二協 金 融

ス 旨ヲ提議セルニ 對シ本件ハ口 ノ措置ヲ以テ カ

津ニ於テハナシ居ラサルモノナレハ之ヲ認メ難シト セラレ居リ又銀行檢査ノ如キ ハ 英國側トシテハ天 述

議シ居ルモノナレハ是非考慮方ヲ希望スト述ヘ更ニ考 夕 ルニ付次官ヨリ本件ハ東京會談ニ於テ我方ヨリ提

慮スル コトトナレ 1)

治安問題ニ付テハ大体異存ナク雙方係官ニ於テ案文整

丙

理 コト ・二話合ヒタリ

昭和 14年 12月9日 野村外務大臣宛(電報) 在北京門脇大使館二等書記官より

### 意向報告 天津租界現銀の日英共同管理案に対する軍 蒯

北 京 12 月 9 H 1後発

本 省 12 月9日後

五 兀 號 館 長符號扱 部外秘

第

貴電合第二七六七號末段ニ關

尙

重 Ť. 7

側

指導

點

3

1]

Ź

ル

モ英國側試案內容ヲ當方カ承

知シ

額ナリ

ŕ

Ŧ

一認メタ

ル

コ

1

ハ恐ラク重

戸同

意ヲ得タル

둒

·取敢御參考汔

、殘シ置クコ

ナル (11) (D) (1) レ ノ印 ナキ 側 關 同管理案並二十萬磅ヲ救濟物資購入ニ充當スル 封 一萬磅 希望 + 等モ考慮セラルル 題 #: 夕 トシテハ未タ意見ト い象ニ が印保管セラル ÷ ŀ 7 -模様ナル 軍 、擧二出ツル 、同管理ト íν エスル 趣ナリ ・モ知レ  $\dot{\oplus}$ ・シテ適當ナル 々協議 一依レ 一央部 ノ使途細目 J <u>|</u> # 、カ係參謀ト右試案ニ付意見ヲ交換セル當館 ヨリ -スル *.* ルヤモ 軍 ル モ F 一側  $\wedge$ モ保管場所ハ租界外ニ移スコ 知レ 地軍 + 二付英國 モ租界外ヲ希望シ「バラツク」 建物ナキ現狀ニシテ租界內舊正 特ニ强キ意見ニハアラサル様見受ケラ 使 21 殘 角 或 市ニハ至ラサル 餘 え のた 一側 ス ル 現  $\exists$ |側ニ事後報告ヲ爲スハ差支ナ 意嚮ヲ徴シ ノ點ニ付意見上申スル 銀 1 /١ 付付 實 ルモ大體 アモ 際 / 來リ ŀ. 將來使 困 /居ル 嵬 難 7 コトニ 銀 1 ij 甪 處 ) (實 ルコト 急造等 金 H 現現 異

建 際

物

問

(欄外記入) 度 居 シ ラ サ ル 如 丰 ハ 面 白 力 /ラサ ルニ付今後トモ隨 時 御 電 報相

成

川

Н

クレー

ギ

į

大使ヨリ

、試案ヲ提

出

セ

ル

趣

ラ

以

デ

右

重

議

英 地 弁

天

津

 $\dot{\wedge}$ 

轉

電

セ

1]

(欄外記入)

員

行違

1631

昭和 14 年 12 月 14  $\exists$ 野村外務大臣宛在上海加藤公使 元(電影

天津 応諾を契機に英国の対重慶態度を是正しうる .租界現銀問題での水害救済資金 の 充当

可 '能性が強まった旨意見具申

上 海 12 月 14 後 発

本 省 12 月 14 H 夜

貴電合第二八一六號二關

第六○號

(館長符號

扱

裕

1]

任

7

東亞 高長  $\mathbb{H}$ 尻 日 1]

國 力重 慶 所有 7 ij ŀ 主 張シ來

V 慶 ル

白 銀

使

用

ヲ假令小

新 行 ラ 依 25 解 ナリ T 日本ニ於テ新政 テハ少クトモ前者 (汪派ニ於テハ右白銀ニモ目ヲ付ケ居レリ)又從來我  $\mathbb{H}$ が釋二 通貨 íν Ħ ij 進 1] つ今後 一備 聯 苯 的  $\sim$ 丰 銀 杏 ・ノ云フ カ發行セラル グ英ハ モ搬出 ハ支那 可能性及若シ中央政府樹立セ 1 進 部 - 備强化 、救濟云々 勿論 拘 1 權 I 使 用 民 ナリ之ニ支那銀行カ參加 衆 ラス英國自ラ從 É ラ場合ヲ狙ヒ來レル 反 にセラレ 體 對 シ 得 1 21 ナ 福 キ 中 動 口實ニシテ實際 ĺ ル 利ニ合スル 可 先例開 央銀行設立及新法幣 通貨制度上 能性ヲ懸念スル シ 英國 排 カレ 來 カ白銀 以上右白 (ノ主 Ŧ /\ 北支力愈々 夕 動 右白 í スル場合有 張ヲ覆 ナル / 再燃ヲ **ノ**ヽ 搬 次第ナ 點ニア 白 銀 銀 出  $\stackrel{\sim}{\sim}$ 銀銀 7 牛 、特殊 新 救 ス 恝 一發行並ニ ジノ賣 反 ĺν が方ト 力ナ 處 中 對 濟 結 ル カ 旣 央 化 却 ス 斯 以 果 銀 ク íν セ ル ル 外

> 段二 出 協力 豫テ貴局 入 ヲ *ا*۱ 近 重 領 急ク 『ヲ承諾 î 强 對 慶 ク終結シ 地 コスル 對スル コ マ Ī -他 代償トシテ 抗 輸 ル ピノ事 ピスルニ 長 遠慮ヲ捨テ(白銀 戦能 ハ モ H 英政府 、早過キ 单 ノ 增 /通貨 ĺ -央政府 情 力ヲ强フ 加シ之ヲ :認 至ル見込ナシトセサ モ i ア 斯 政策案二對 メラル尤モ天津 反對 ル嫌アル ĵ ノ成立カ確實ト ル コ 決濟 ĺ 以 卜 Ŧ ラ テ 原因 ノ搬出ヲ澁 ブト 處此 重 ナ ラ取止 スル ĺ 慶 [根據等ヲ突止 ノ セ 英 際貴電合第二八 ク又今直ニ右様 問 對 メシ 題 ナ ĺ 前 スル ル 態度ヲ ĺ 21  $\wedge$ 記法幣二 X 曲 ク汪派ト 輸 得 原 伴ヒ 1] 入 因ナル 探 Ť ヲ メ行クコ シ 對スル 決 リニモ 其 ij 英 將 濟 方針 可 几 會 來 ス 1號末 能 1 重 我 ル 談 1 對 21 決 カ 搬 慶 力 爲

1632 昭

聯銀

分結局右

二二合流

ス

キコ

前

\_

一承認

干

4

考慮

ラ

願

度ク卑見御參考を

英政

策逐

行

ニ資スル

コト大ナ

ĺ

シト

存

ラ

ル

付

此

點

御

ル以上

英二對シ之ヲ明

ル  $\mathbb{R}$ 

1 ヲ

共ニ / 原則

英ヲシテ

右 元ス

原 ル

訓

承 1

果トシ

テ

現法幣

11

合 (カニス

琿

色的

一整理

セ

ラ

ĺν

ル

コ

1

1

ナ

ij

Á 認

和 14 年 12 月 19 宛(電報) 在英国重要 生光大使、 が大臣より 在 天津 五 藤総領事 他

救済事業 ギ I 間 の  $\wedge$ 討 の 現銀. 議内容につい 充当問 題 て をめぐる谷・

果

法幣

騰

骨及安定ヲ見ル

ヘキモ右ハ不都合ニアラス占

壓迫スル

七七

ーアラ

+

ル旨

ヲ

É

丁解セ

メ

得

21

íl:

結

本

-ハ之ニ付テモ支那ニ

一協力ス

ル方針ニテ從テ法幣

ラ不當

21

+

'n

ル

 $\wedge$ 

丰

7

Ĺ

テ

其

機

カ

英運

)

ル

ル

本電宛先冒

員往電

ノ涌

重 對 或 本

5

合第二八七五

往電合第二八一三 號 關

ニテ 如キ少額ニテハ三省ノ災害ヲ救濟スル 十八 シテ失望セシムル 官ヨリ ク 銀 八日揚子江問 準シ十萬磅ノ賣却ニ同意スルコトト考へ 問題ヲ解決シテ 銀 本國ヨリ 問 .題 **超第六項** 題二關 ハ未タ承認シ來ラス又佛國 カ 如キ取 一對スル スル次官 如 極 何 下述 21 英國 絕對二認 一クレ 侧 夕 ノ に足ラス北支民 ì ルニ付次官ヨ 意 ギ メ難ク本問 向 į 、ラル 圓 ヲ 質 會談 於 う シ ル か テモ 題 1] 夕 ジノ後 一付之 Ξ 衆 右 ル 付 英 ヲ 次

見込絕對ニナシトテ第六項承認方ヲ極力主 テ好意的二考慮セラレサ 貴大使ノ提案ニ係ル 自分トシテハ再三讓 ク」ニ於テ更ニ考慮スル Ŧ 歩シ來リ ルニ於テハ天津問 + T ル ニモ鑑ミ之ニ對シ英國 `タル次第ナルカ  $\Box$ 吻ヲ洩ラシ居タリ 張 題 1 元來第六 話 安結ヲ ラ 打 側 昌 二 項 切

於

2)

成

1] ル 桑

本

省

12

肩

19

1633

昭 和 14 年 12 月 20  $\exists$ 

宛(電報) 野村外務

墨光大使、場大臣より

在天津武藤総領事

ため駐華 天津現銀問題に対する重慶政権 エカー 英国大使が重慶に派遣される旨

の了

解を得る

大使通報について

I

ギ

ĺ

本 省 12 月 20日後8時

0

分

合第二八八七

往電合第二八七五 號 關

ンド 二十 民政 問 慶 政 ヲ 撤 府ヨ 題 白 政府ノ 潰 シ 巳 ノ急速解決 ク + 1) タル處其 ル 一受ケタ ĺ セ モノナレ コ トニ ル 1 爲强硬ナル申入ヲナス ギ 極 ĺV į ハ 結果 木 、 同 ハ英國側ニ於 通 難ナ 報 大使本大臣 大使 三依 ハ ĺ ア į١ 力 V ノンフ 數 *ا*ر 英國 百中 昨 テ ヲ 同 來訪シ エ 日谷次官二會見 -二重 ヴ 政 政 ク 府 オ 府 慶 ラ 元來本件 *7* \ 意向 Ť 力 重 赴 ĩ 慶 ル ヺ 政 ク筈ニシ 大使 府 ·現銀 ノ後 ニシテ # 反 ヲ 本 ゥ

促 テ之ニ依 進せ 本件 V 銀問 ン ij 重  $\supset$ 一慶側 題  $\vdash$ 二 ヲ希望ス 對スル カ其 ノ態度ヲ 我方ノ ル次第 オナリ 立場及主 緩 和 1 述 Ħ 張 |英間 ガラ重 夕 ル 本件 ネテ强 付 本大臣 |交渉 ク申 カ

 $\exists$ 

1]

述 置 旦キタリ

本 雷 宛 光先冒 鼠往電 ノ通

英国側が現銀問題に関するわが方主張を容認 在英国重光大使宛野村外務大臣より 電 報

1634

昭

和14年12月22

Н

く英国政府へ適当注意喚起方訓 しなければ天津租界問題の解決等は期し

しがた

北支民衆救濟

ノ現實ノ必要ヲ無視スルモノニシテ結局

政

國側ニ於テ單ナル重慶政府

ノ形式的

タ

イト

i

ヲ認

ヲ容レサル

カ如キ決定ヲ見ルニ至ルトセハ右ハ正シク英

大使重慶行ノ結果英國側ニ於テ我方主

張 iv ヲ

カー」 カ

本 省 12 莧 22日後9時 号30分発

第 五三六號

往電合第二八八七號等二關

一、我方ニ於テハ英國側 的 1 『取扱ヲ爲スノ方針ナルコト往電合第二八五四號ノ通ニ -睨合セツツ英國ノ在支權益ニ付逐次出來得ル限 ノ我カ事變處理ニ 型對 ス ル 同 .調 IJ 的 態度 好 1

シテ又揚子江問題ニ付テモ折角往電合第二八六八號

**ア能ナラシムル爲ニハ英國側ニ於テ之ニ「レシプロ** 方針ヲ決定スルニ至リタル次第ナル處右方針

ブノ實

7

デノ如

ㅏ 口

ス

ル

態度(揚子江

開放

ヲ效果的ナラシム

ル 爲

ケ 行

Ŧ

英國側

協力ヲ必要トスルコト往電合第二八七六號等

適宜英國側

、善處ヲ促スコトトセラレタシ

對シ適當注意喚起方措置セラレタシ

ナラシムルモノナリ就テハ敍上ノ次第御含ミノ上英國

個

論前記第一項ノ我方方針

ノ實行

ノ如キモ實際上之ヲ困

證ヲ示ス次第ナルヲ以テ天津問題

ノ /解決ヲ

期シ難キ 調セサル

ハ

勿

實

治的考慮ヨリ依然重慶側ヲ支持シ我方ニ同

溫的 我方ノ事變處理ニ 我方ノ施策ニモ鑑ミ此ノ際天津問 尚英國側トシテハ前記 一ノ次第及日米關係調整 Ċ 後 |態度ヲ維持スヘキヤヲ決定ス ヲ 二於ケル重慶側 派遣 ス ル Ŧ 同 ノ トモ考 調的態度ヲ執ル ノ情勢ヲ確メ ラル 題 ル ル意味合ヲモ ル 時 ノ解 ヘキヤ或ハ從來 一付此 期 決 達 ブ外 點ニ付テモ シタル 兼テ 二關 般 為其 的 ノ微 ス カ ル

如シ) ヲ示スヲ必要トスル 《問題ニ付英國側ニ於テ今更國民政 ハ我方トシテハ甚タ不愉快トス コト -勿論 府 ル

、天津

:現

云々ス モ若シ

ル 銀

が如キ

2666

意向

所

ナ

宝的ニシテ不快

ハノ感ヲ

ノ與フル

T ノアリ

シカ

石ニ關

ジョ セ

珈

雷

見 側 壓

抽 1

3

1] 議

此

際

難キ

j

ク忍ン

テ

,或程度其

希望ヲ容

コ  $\Delta$ 

天津

租

界検問

の

簡

|易通行を米国人に許与した

協

結果軍當局ニテハ

日米國交調整二裨益

シ ル

11/

1 月

14

 $\exists$ 

野村外務

大臣宛

死(電報)

产

ブカ針

ラ決シー

月九日

1本官ヨリ米總領事ニ之ヲ通シ

北京 海 天 津 轤 電 セ

編 注 本 書 |第310文書

昭 和 15年 1 À 13 Ĥ 野村外務大臣宛在天津武藤総領 死(電報)

米国人に対する天津租界検問の

簡

易

诵

行

証

쫉

行について

1635

天 津 À 13 Н 後 発

本 省 1 À 13 H 夜着

1

第

Ŧi.

號

米國 旨要求シ且之カ速ナル 所持 檢 語 檢 人 東 同 門樣檢 検 二關 簡 脱線通 問家屋 シ客年十二月十三日米國總領事 、過ニ當リテハ簡易通行證(military pass (searching 、囘答ヲ求ムル旨申越シ其ノ文面 shed)通 |過ヲ免セラレタ ハ公文ヲ以テ 2) 高 丰

米

 $\wedge$ 

轉

電

ア

ij

タシ

1]

米國 |人婦人竝ニ子 , Ξ 對 コシテ . 25 檢 問 家 屋 通 過 ヲ 免

除

ス

夕

ij

(之カ爲寫眞添付 特別證明 書ヲ作 成 え

、米國人男子ニ付テハ社會的地位等ヲ斟酌シ全部 細 對 目 プシ或程度迄 \_ 付 テ 'n 別二日米總領事 簡易通行 證 ノ發給ヲ考慮ス 館 間 二打合セ 以 ヲナス 主 重 葽

及

物

シ

)

リ尤モ此 二付滿足ノ意ヲ表シ□ニ付テハ米國 右ニ對シ十 本 困 剆 難 ノ , 發給 F が點ニ付 訴 Ė 制限 I附書 律簡易通 翰 テハ米總領事 餘 ヺ 儀 以テ米總領事 ナ ¥ !行證發給方ノ希望ヲ表明シ ヲ 諒 ٨ 副 承シ |領事ヲシテ 男子ニ差 11 搖 謝意 ル 旨 ヲ 表シ 剜 申 ヲ 來タ 來 頭 付 ラ以 ク 來 ij 1] ル テ コ (--)

1636 北 宗、 昭 和 Ŀ. 15 海 年 轉電 t

軍 側の意向につい

天 津 À 14 後発

本 省 育 14 H 1後着

往 電第 五號二關

第

七

號

(部外

極

祕

館

長符號扱

度ヲ示スコトニ依リ 當 型 地 軍 一側ニ 一於テ斯 Ĵ ・日米國交調整ニ何等有益ナル影響 如キ措置二出 ゴテタ ĺ 25 此 種 友好 F 的 血 能

ナラ ナリ)然ラサル場合ニハ第三國ヨリモ本件措置 係官へ電話アリタリ)近ク日英交渉ノ妥結ヲ見隔絕 、問題ナキモ(當地軍 蒯 21 此 ノ點ニ付寧ロ樂觀 Ξ 均 | 霑方 的 解 態度 除 要

ノ措置ヲ多トシ早速國務省へ電報セル旨米國係官ヨリ當館

ヘントスル考慮ニ出

[テタルモノナル處(米國總領事

<u>ن</u>

我方

二米國側ト 出ツルトキハ軍 求越スヘク一方米國側カ條約失效後何等對 -紛糾ヲ生スヘク何レニセヨ舊正月接近 -側ハ本件特別待遇ヲ廢止スル意嚮ナレ 召日制 裁 ノ措 ノガ *)*\ 溍 更 柄

側二於テハ此 ノ話合ヲ促進セシメラレンコトヲ希望シ居レリ (客年舊正ニ際シ檢閱ヲ廢止シタル經緯 ノ上トモ英側ヲ啄キテ「カ 1 大使ノ重慶ト -領事承知

2)

H

声

重

1]

ル

會

談要領別

電第

三號及第

五號

ノ通

北京 右事情 御含 海 、轉電セ ノ上然ル 1] カ 御 詑 慮 心ヲ請

1637

#### 昭和 天津問 15年 i 月 .題などに関する英国外相との会談について 2**4** $\exists$ 有田外務大臣宛(電報在英国重光大使より (電報

別 電 昭 和十五年一月二十四日発在英国重光大使よ

有田外務大臣宛第一一三号

天津現銀問題に関連した英国外相 0 注意喚

起について

口 ĸ ン

1

月24日後発

本

省

1月25日後

第一一二號

カ其 及時局問題等二回 二十二日本使 分内 天津問題汪精 「ハリハツクス」 ij 約 衞問題及獨逸產品 時 間ニ亘リ意見ノ交換ヲナシタ 外相ト會見日英間 四號及第 ノ積出 .問題ニ關 /諸問 ス ル 題

別 電

ン k" ン 1 月 24 H 後

省 月25日後

本 口 千

1)

ij

Ĺ

咸

丽

一於テ本

一問

題

解

決ヲ決定スル

ラ

亩

1

Ż

1

-信シ

居

ル

旨

方檢問

=

/١

何等變更ナキ

ラス

最

近外

兩 Н 1 第

客年 意喚起方 曺 電 第五 件 號 關 シ (天津 銀 簡 題 Ξ 關 聯 英

側

)

注

本件 分ノ 本 <del>·</del>使 、甚タ遺憾ニ 解決カ殆ント 1] **一** ハ 感シ 外 相 扂 ·日英關係改善 一對シ日 ル  $\supset$ 1 英關 ۱ 八天津事 係改 關 捎 件 前 恵 問 發 Y 展 題 居 7 ij ij 關 此 自 聯 分 關 自 25

1

1

1

ナ

ij

ŀ

述

置

ニキタ

ij

咸 ル 於 刧

ル 程 ヺ ニテ日本側ニ於テハ本件解決 涌 過シテコ ン始 ジテ將來 ノ道 力 ノ爲 開 旣 力 ル 總 ル ユ 干 ル 1 手段 1 考  $\tilde{\wedge}$ ヲ 盡 居

シ英國

個側

ノ之ニ

對

エスル

反應ヲ

、待ツ許リ

Ť

ij

ル

1638

外相

/ 本件

ノ重要性

21

能ク了

解ス

ル

所

チ 1

íν 沭

カ

雷 夕

25

支 處

那 石 不在等ノ爲充分ニ接 個 ノ承諾取付ノ爲 カ 浴出 大使ヲ重慶ニ 來ス未タニ 汳 事 派 過過シ ラ 待 夕 チ 居 ル 干 ル 次第 蔣 介

來 ナリ本件カ速ニ解決シ天津 渞 開力 i シ コ 卜 2) É 分 封 到鎖其 最 E ・期待 プ他 ス 措 ル 溍 所 除 テ かカ ノ之カ レ 兹 爲 自 將

英間 依 分 # テ 本 方 充分努力スル 限 リニ -使ハ本件 關 於 ス ル テ |解決 所ニ 虎 理 積 11 アラサ 為英國 得 Ť ル Ŧ ĺ 側 述 Ť E 力 タリ ij 我方ト 種 Ĺ 々 考 丰. シ 續 似ヲ執 居 テ 1] ź١ 從 本 ラ 朗 ĺν テ 凍 .題 ル コ 21

> 摘 · 置 丰 夕

上 テ セ 尙 斯 ル旨 ク 力 ĺ ル 話 外 問 1 ア ギ ij 相 題 Ź 三 Ì 取 1] ĺV 扱 大使 本件交涉二付 位 25 愼 リ本 注 重ニスへ 意 使 ヲ 25 喚起 內容新 U 丰 Р セ コトニ 倫 聞 ル 敦 經 電 付 緯 報 掦 テ 載 ヲ 指 ハ全然同 什 セ こラレ 摘シ 東京 タ 木

昭 和 15 年 1 月 31  $\mathbb{H}$ 有田外務 大臣宛 電事

報

食料品欠乏に関する英国 厠 抗議 に対 し人道

見地に基づく搬入の円滑化を英国側と検討

の 旨報告

天 津

月

31

後

発

本 省 月 1 H 前 着

第 加 八號

三十

 $\exists$ 

英

鼠

總領.

事本官

ラ來

訪

最

近

租

界

檢

問

嚴

重

 $\vdash$ 

+

我 1] 居 爲 ル 英租界 旨 方法 F 訴 內 食 一於ケル 料 딞 食料品 搬 入 ヲ 阻 (野 拘 止 菜 + + 肉 ル 類 樣要 請 郊等 セ ル 缺 什 乏

淺間 克丸事 子件 米 阈 對 Ħ 態度、 鐵 條 網 二 雷 流 ヲ 通 夕 ル

コ

出

ヲ

迷惑ト ト 等 Ķ っ -故意ニ ハル所ニシテ特ニ 關 聯 も シ メ 食料品 グテ種 々 臆 1 -生活必要 淵ヲ 淫シ 霊 ゥ 品品 + 搬 ル 入 21 ハ 我 軍 方 側

シテ ニテ ケ 、遅延スル ,何等阻止シ居ラサ 豫 がテヨ コ 1] トア 檢問 所ニ ĺ ヲ ル旨説示シ置キ 以 於ケル テ 軍 剆 檢査ニ手 以下協 議 タ ル ) 間 上人道 取 力 催 ル 爲搬 實際問 的 見 入 地 カ .顯 | 著  $\exists$  $\mathbb{F}$ 

リ本件搬入ノ圓

滑

ヲ

圖

ルコト

・二決シ之カ具體

]便法

正

金兩銀行共同管理

ノ下ニ現狀

ノ儘又ハ花旗銀行ニ保管

1

-英總領事館

1

テ ル

コ

1

i

ナ

ij

其 的

旨

英總 い當館

領

事ニ通シ ノタル 處謝意ヲ 間 表シ目 協 議 吸スル 下 -協議進 行 单 j ij

北京  $\vdash$ 海 英、 米 、轉電セ 1]

米ヨ 1] が紐育へ 轉 電アリ

和 15 年 -2月 19 総領事宛(電報) 在北京藤井大使館参東有田外務大臣より 事 官 在天津武藤

1639

昭

### 天津現銀問 題 に関するわが方最後案につい

本 省 2 Ã í9 日後7時 号30分発

合第三二八號 極 祁

天津現銀問題二 關シ其ノ後英國側 ヨリ 、未ダ何等具体的 j 申

> 意見ヲ 決 + 半 メ 歳當方ニ ル 求 コ 1 4 Ė ル 一於テ 付 コ 1 軍 'n 剫 1 本件解 ト協議・ セ ル 趣二 中 決 一付右御 ナル 關 カ軍 シ左 含ミ置 記 於 1 キ 通 テ 柏 1] 成 現 最 地 後 部 肚 隊

記

(1) + -萬磅 7 銀 ヲ分離シ支那難 民救濟 元

右 苡 外 銀 21 Н 英兩 國總領事ニ 於テ共同 封 前 Ĺ

(D)

ス

(11) + 他 -萬磅 救濟物資 Ĵ 銀 ハ之ヲ賣却シテ磅貨又ハ米貨トシ食糧 ノ購入ニ充 品其

(二)

H

英兩

國總領事ハ

其

ノ監督下ニ前項資金

調

達

對

ジ責

任

ヲ 有シ且支那側現存委員會ト協力シ救濟 物 資 購 一 二

與 ハスへ キ専門家ヲ任命ス (專 門家 任 務 11 救 濟 事業ノ

全

紳士協定ヲ結

は以上ヲ正式ノ

協定ト

シ之ト不可分ノモノトシテ左

趣旨

般

百

一ラズ嚴

此

程

度二

局

限

ス

ル

意ナリ

(1)英 國 *)* \ 前 記 (口) 1 銀 *)* \ 重 一慶二 對 ス ル 借款 ) 擔保タラシ メ

+ ル 如 ク 協力

(2) 將 水緊急 、必要生シタル場合ニ *)* \ 更二保管銀 使 崩

ン

斯

方針

ナ

11 F.

付協 議 ス

本電 宛先 北京

天津

H. 海 一轉電セリ

和 15年2月21 Ħ 有田外務大臣宛在天津武藤総領 死(電報)

1640

昭

独伊西三国の婦女子にも適用につい

現

米国人に許与した天津租界検問

の簡易

诵

行

な

天 津 2 月 21日前発

本 省 2 月 21 日 没着

第八〇 號

或 西班 行ヲ自 往 白 ピニ許 雷 然 分各領事ヨリ 第 三與スル [國婦人及兒童ニモ許與セラレタシトテ過般來獨 般 五號米國婦 知 コトニ決シ二十日右 ī 要請 渡 人及兒童ニ許與シタ ル アリ本間兵團ト協 キモ 我方ヨリ 三國 領事 進 ĺ 議 中 檢 テ *ا*ر 涌 問 ノ處今般右三 , 發表 報 所 セリ本件 七七 簡 + 易 伊 涌 ル

> 昭和 15 年 3 Ă 1**5**  $\mathbf{H}$ 在英国重光大使宛有田外務大臣より

1641

天津 !現銀問題に関する谷・クレーギー 報

議内容について

本

省

3

月 15

H

発

協

第 九三

客年往電合第二八一六號 二關

銀 問 題 ニ關シ先般 一クレ イギ j 大使谷次官 ラ來 訪

カー 四 號 ノ案ニ關シイ本件現銀ヲ支那側銀行ノ指定スル 大使重慶側ト話合ノ結果トシテ客年往電合第二八 中 寸

銀 一行二右支那側銀行ノ受託者トシテノ英米佛銀行 ジ名

或

國際支那飢饉救濟委員會ニ交付シ該委員會 於テ敵對行爲終了迄保管スルコ  $\vdash$ (D) 一萬磅 ハ ノ現銀賣上高 右資金ノ受託

者トシテ之ヲ北支ノ救濟 來之以上ノ困 示シタル が態度ヲ執ラル 付次官ヨリ |難ヲ提起セサ ルニ於テハ 斯 ル ノ爲使用 案 jν 本件 保障 *)* \ ラ與 スル 顧 21 到 底解 價 フ コ 値 ĺ 1 決 ナ コ (11) } ク英國側 日 ノ見込ナク交 |本政 等ノ案ヲ提 府 ニテ *)* \ 將

涉 結果客年往電合第二八一 ヲ 打切 ij 從 來 ノ經緯ヲ公表スル 四號 案 外 ニ關シ一ヲ ナキ旨 述 香上、 種 1々折 正 衝 金

2671

北

京

海

轤

雷

t 1]

(口) (イ) 記客年往電 人及他 モ本件事業ニ 共同管理 Н 將 |英專門 森緊急ノ必要ア ノ下ニ現 家 或 (<u>=</u>) 協力スル様招請セラルルコト」 註 外 、日英兩總領事間ニテ同 (pq) 在 事 jν 21 ・實上米國ト 場 場合 其 | 所ニ保管ス 虚け ハ更ニ保管銀 ラ削除ス)紳士協定トシ ナル ル コ シノ 信意ス <u>|</u> ノ使用ニ付協議 專門家各一  $\mathbb{F}$ ヲ 丰 修 追 佛 Ĺ 加シ 人支那 シ (Ŧ.) テ 前 名 ス

ノ 二 一點ヲ協定スルコトニ 應話合ヲ纒 メ「ク」大使 ハ 本國

一本協定ノ效力ハ

, Н

佛

間

於ケル

同趣旨

ノ協定ノ成立及實

關

シ日

英問

二妥結ニ至ラハ

佛

成

側

11

同

趣旨

協定締結

施ニ繋ルモノト

ż

二請訓

スルコト

j

請 越 英總領事 訓 ヘテ十五日 對 ) 任命スル ス ル 日 一クレ 訓二 専門家ノ任務タル資金ノ使用 一接シ居ラス) 次官ヨリ當方ニ於 イギー」 ニ會見ノ際(「ク」ハ 未ダ ŀ ٠ テ 銀 . )\ 前 ノ Н 記

賣却

議ナ ニテ明ニシテ可ナ 金 表示スルニ止 一ノ使用 、キ旨述 及救濟物資等ノ 助力スル 夕  $\overline{\forall}$ ル ル J 覤 ·リ)右專門家ハ物資ノ配給ニ關 / 購入ニ ト及佛國 止 ク  $\overline{\mathbf{v}}$ ル 25 一助力スル意味ナルコト (a) コ 人支那人 卜 專門家 - ヲ條件 任 專門家 1 務 ・シ本案妥結 单 救 任 シ意見 (議事 濟 務 物 = *ا*ر 異 杳 資 ヲ 錄

穑

助

力ス

ル

 $\exists$ 

1

ーヲ含

ロメル

コ

1

(次官ヨ

1]

異議

版ナキ

1642

昭

和

15

年

3

月

31

 $\exists$ 

有田外務

大臣宛

家ト 現存救濟委員會ヨリ意見表示 表 答 ラ 示出來ザ 同 (b) 様ニ H 英專門家以外 取 ルコトトスル 扱ヒ 例  $\wedge$ ハ ー ハ 専門 面白 切 ヲ招請セラル ノ . 家ガ 專門家 [カラサ 物 資配 ルニ ハ 物 給ニ 資 付之ヲ日英專 ク 付 且配給 配 半 給 意見 關 結 菛 ヲ

更二 果 F ノ通報ヲ受クヘシトスルコト(右ハ全クノ私案ナル 日英兩國 紳士協定案 間 ニ協議ス」 ノイニ關シ 卜 本協定ニ準シ」 スルコ 1 ŀ 致度キ旨且 ヲ 削除シ末 (口) 趣 ) 點 崫 (c)

異存ナカルヘシト 天津租界關係ニテ現銀以外 ・思考スル旨 問 述べ 題 タ 一付英國 ĺV 趣ナリ次デ次官ヨ 側ニテ今後重慶 1]

尙 夕 ノ意向ニ左右セラル 前記 ĺ 二 ク ク *)* \ 修 斯 芷 カ 案ニ ル ル コ 力 對シテ 1 如キコトナ j キ旨囘答セ /\ (d) カルヘ ラ除キ當方ニテ大体異 ル 丰 趣 ナ ヤト念ヲ

存ナキ 見込ナ ij

北京、 上 海、 天津 轉 電 セ 1]

天津租界問題日英交渉の迅速妥結と封鎖解除

1

推

察

七

セラル

御參考宏

依

11/

解

涣

恐ラク

現

地軍

側

1

-シテ

午

別段異存無キ

所

71

+ 再 外

相

21

銀

問

題

訓令ノ大要ヲ說明シ猶將

來封

銷

如

丰

事

態

ヲ指

摘シ

、テ隔絕撤廢ヲ要望スル

、聲强ク又

檢

簡所

一於ケル

第

#### ത 必要を本間師団長が力説につ L١ Ť

天 津 3 Ă źi Н 後 発

本 省 3 月 31 Н 夜着

三十 H 七 本間 ħ. 號 司令官ト落合ヒタル 極 祕 館長符號 扱 際同 討 令官 最近 北 京 司 令

第

ニセ 熱心ニ語 ヨ近來英佛租界 レリ右案ト ᄎ 'n 何 抗日分子ハ殆 案 ノコトナル ŀ 力 不明 掃 セ カナル ラ ĺ Ĺ 千 英工 孰

要ナルニ付早ク右案ニ

依

リ妥結ニ至ル

J 絕

 $\vdash$ ヲ

-希望

堪

ス  $\vdash$ 

日ト 部

÷ 1)

ij /天津問

フテハ

諸

船

係上

速ニ

租 極案

界隔

撤

一般を入

ル

コ ĺ

必 今

 $\Xi$ 

四題 ニ

關 ノノ關

アスル

日英取

ノ通報ヲ受ケタ

力

シ隔絕本來 部 隔絶ニ依リ我方ノ蒙リツツア 启 モ治安間 ジ目 回題 ニ 的 一付テ ハ 達シ居リ 21 我憲兵隊等二對 ル不便ト 他方本邦 -經濟活 銀 シ全 行商 動上 計 丽 方面 的 協力 ブ損 ニテ 失ト F 爲 21

三國 何 寸 カ 一苦情 一タハ 人ト 速 ラ ラ持込 紛 隔 議 絶ヲ解キタキ マ 21 + 依 ル 然トシテ絶 Н 殆 意嚮ナリ從テ貴電合第 -無シ) 、ス(就 軍 一側 バニテ 中 米國 T 何等 總領 五 名 事 八 Ħ 館 九 + 25

北 京 轉 電セ

尙

本電

機

微

ナ

ル

關

係

ァ

ルニ

付

部外

絕

對

極

祕

願

有田外務: 宏大臣宛

1643

昭

和

15

年

4

月

4

 $\exists$ 

(電

再

封

銷

天津 租 界問題に関し英国 厠 が 将 ※

ないよう保障を要望について

本 口 K 省 ン 4 4 月5 月

4

H

後

第 五 號 (至急、 館長符號扱

令ヲ *)*\ 往 テ 日 タ 1) 未 電第五〇六號四 11 シ 發出 致度キ次第ニテ タ解決ナキヤト 如 ル 何今 が所二 シタリ 依 É ノ交渉狀 ï ŕ 21 日 ) 月三日外相ト會見 コトナ イー 本 コト 況 幀 ラ滿足 ハ 如 ルカ本件ニ付 スター j ij 何 セセシ シニ ニナリ 付本使ハ メ得ト思考セ 前 ノ際先方ヨリ 扂 バ ル テー 7 次官ヨ 層 右 1 質問 言 促進セラレ ラル 一天津 タル 1] 承 ル 本 蔄 訓 知 使 題

發 ij ŀ t 言 + レタ ル  $\exists$ ルニ 1 ヲ希望シ之ニ付何等 付封鎖 ハ今日 唯 カ 殘 グリ居 取 極 ル ヲ 致 銀 簡 度 題 丰 次第 力

決 決 7 7 ラ ラ ĺ 11/ 11/ レ  $\exists$ 11  $\vdash$ 排 ŀ 除 -思フ + ラ 是以 ル ル 上ニ 次 第 種 Ė ーアラ 々 Н スヤ之ニテ 本 側 ノ受容 朗 i ラ .韻 *ا*ر + 解

ル オ 1 3 ユ ラ ヲ ⁄提出 セ ラ ĺ ル 25 望 マ シ ンカラス î 沭

置

キ

夕

ול

カ

几

 $\exists$ 

次官ニ・

一會見

際

猶

外

相

1

話

二

什

Ŧ

7

1]

ス

\_

ル

力

É

ル

コ

1

ヲ

希

望る

ル

鎖 バ 層 說 嚴重 崩 F ニナリ 葽 水シ Ź タル ij Ĺ 處 軍 バ 側 ~報告ニ 71 外 相 基 1 意見 + 將 來 25 最 1 コ 近 封

つフ ź i ス」)ニ依ラスシテ交渉ニ 一依リ テ 問 題 ヲ 解 決 ス +

ヲ心

配

セ

レルモ

ノニシテ

將

來

困

難

起

ル

時

25

封

銷

如

丰

暴

Ħ

1644

旨 ラ 二 札ヲ得度キ考ナリ尤モ右ニ 一就テ 'n ク ĺ 1 ギ j ŀ

往復中 依 瓜テ本 <del>·</del>使 一テ日本側ニ ハ我 ハ々ノ 、努力シ居 21 提出シ ル 居 點 ラサル 21 封鎖 樣 1 加 7 千 ij 事 1 子態ノ コ 起 1 ラ j # ij

ル

樣

Н

英關係

ラ

進

メ

、タク又之カ爲過

去

)

問

題

付

解

決

ヲ

界

\_

テ

ク

V

1

ギ

1

會

談

ギ 席 ル次第ニアラス若シ事件 ヺ 紹キ 夕 ル 根 本 蔄 .題 ヲ 再 1

吹起 咸 侧 フ 一要求ヲ ハカ如キ マ要求ヲ 提 出 + ź + ラ ル íν ヲ 得 レ # 21  $\mathbb{H}$ ル コ 本 1 側 1 ナ 干 根 ル 7 本 主 蔄 知 .題 レ ス 付 折 英

問 ル 題 コ ニアラスヤ 1 双方ノ 右 信 賴 如キ 卜 ラスト 又 日 本 ラ心 依 1] 理 狀 テ 態 合 解 決 セ + 3 得 ル 漕 ル 鱼

íl.

處迄漕着ケ

Þ

ίν

交

沙

7

破

懷

ス

ル

7

1

1

ナ

ル

7

j

虚

ル

斯

方

ì

誶

゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙

ル

ノ外ナシト

述

置

旦キタル

力

バニ

*)* \

成程

其

點

1645

昭

和

思 21 ᆀ 題 ヲ 明 要 口 t 成 ル \_ ル 速 付 將 解 充 來斯 決 分ニ 兩 考 事件 慮ス 國感 情 ル 再 ヲ コ 少 1 發 ŀ サ ス Ŧ 英 阈 側 夕 11 丰 天 津

+ 1] ŀ 述 居 タ ij 御參考迄

昭 和 15 年 4 月 6  $\mathbb{H}$ 在天津外 武務 藤総 心領事 宛 雷 報

#### 天津 見の合致を見た旨通 租 界問 題 に関 し谷 クレ I ギ I 間 に ほ ぼ

報

本

省

4

月

6

後

8

時

30

分

発

六號 極 祕

果殆 中 津 英租 所 ŀ 最 終的 取 簡 ご二意見 題 極 ヲ 付 ノ合致ヲ 、豫定 ۱ 五. 日 見陸 次官 东 取 軍 酚 剆 ノ 同 意ア ij 次第來 結

米、 要 北京、 南 急ス 京 Ŀ 海 チ 轉 1) 電 セ

英、

15 年 4 月 9 総領事宛 有田外務-紀(電報) 焼井大臣より 参事 官 在 天津 武

#### 安があり更に谷・ 天津英租界内での法幣取締に関して軍 クレ ーギー -間に協 議続行の 側に不

見通しについ

本 省 4 Â 9 Ħ 桑

合第七〇二 號 極 祕

往電合第五八九號二關

一、其ノ後現

池軍

-側係官ヲ交へ陸軍側ト

協

議

いシタ

íν

カ

7.倘若干

1] 7 銀 テシテハ英國 次官 〜疑問 紫 朗 シ |題ヲ殘シ居リ(其 流 ナリト ク 通促 í [側カ果シテ何程 1 -スル軍側 進及法幣 ギ 1 間 ノ主ナル ノ取締ニ關スル ) ニ更ニ折衝ヲ行フコト 、不安ナリ)右ニ付テハ ノ誠意ア 點 *)* \ 英租界 現 ĺ 措 在 칡 置 ピラ執 取 於 場 j 極 案 i 合 ル ケ í ĺ Ξ F  $\wedge$ 依 以 丰 鵩  $\wedge$ 

三、份 定ナル宮本少佐ニ托送スルニ付御受領 『現在迄ニ大體決定セル案文等一括シ十 折返シ御 审  $\pm$ ア ij 度尚 石案文ニ付 ジ上 テ -日空路 11 何分 軍 一側 歸 1 ノ意見ア 任 所 要 ノ 豫

電 連 宛先北京 絡 ラ行ハレ差支ナシ 天津

本

1646 昭和 15 年 4 月 **1**3  $\mathbf{H}$ 

有田外務大臣宛在天津武藤総領 原事より

ては 天津 現 地 軍 租 界問 ・は概ね異議はない 題に関する谷・ がバリケードについ クレ ーギー

部存置を要望について

第二一三號(至急、 極 祕 部外 極 祕

本 天

省 津

4 4

月 月

**13** 13

夜 前

着 発

御 貴電合第七〇二號 :來示ノ案ニ對シ特ニ意見無シ 關シ(天津租界 舶 題

件

當地軍當局ニ於テハ本官並ニ當館係官ヲ交へ

協議ヲ行ヒタ

覺書第四 ル 意響ナル旨ヲ英側 力 部 現在ニ於テモ覺書第一乃至第三ニ付テハ 存置シ度キ意嚮ヲ有シ居レリ ハ文書ヲ以テセス口頭ヲ以テ現在ニテ へ傳 ラ ĺ コ 1 1 度キ意 鄕 概ネ異議無シ ١١ 障 テ且障 壁 撤 壁 廢

北京 轉 電 セ 1]

昭 和 15 年 4 月 23 $\mathbf{H}$ 有田外務 務大臣宛(電報) 氏藤総領事より

1647

# 天津租界の封鎖解除に関する現地軍の の意向に

#### ついて

天 津 月23日後発

本 省 4 亰 23日夜着

一號 極 祕 至急

往電第二一三號二關

租界ノ隔絕解除ニ

關

別スル

常地軍

一ノ意向

バン

堀内局長ニ於テ御

本件二關

ス

ル

軍側

が意向

ハ大體以上

ノ通リナ

ĺ

處日

間

一關スル 佛

點二多少ノ變化ヲ見大體左ノ通リナリ右ハ軍ニ? 承知 通リナルモ '其ノ後有末參謀當地ヲ來訪シ 於テモ外務 H 佛協定

省へ傳達方希望シ居ルニ付御承知アリタシ

7 分 ,リタシ)シタキ處若シ右存置ニ依リ日英協定カ成立 ||絶解除ト / 間其 ノ儘存 -同時ニ檢問ヲ廢止スルモ障壁等 置 冒 頭往電末段 (ノ趣旨 1 異 /施設物 ĵλ 點 御注 バ セ 常 意

二隔絕解除 ノ時期等ニ關シテハ

ス

、ト言フカ如キ場合ハ撤去スル

ルコト

トシ差支ナシ

(1) セ 涉 佛側ト ノ至急進捗ヲ圖リ L ル様希望 、協定成立ヲ俟チテ實施ス ・日英協定ト同時ニ日佛協定ヲ成立 ル コ ト之カ爲日 |佛交

(口) 、 若シ日佛協定ノ成立カ遲延シ日英協定カ先ニ成立シタ

> フ 如 クスル様希望ス

ル

場合ニ於テモ之カ發表

ハ日佛協定成立ヲ待チ之ヲ行

(11) 日佛協定ノ成立カ甚シク遅延シ長時日ヲ

於 テ (不取敢)最小限度客年七月貴大臣 要スル場

クレ

%合ニ 1 ヲ ギ

得サ 1 ル 間 場合 ノ原則ト同程度ノ了解ヲ取極メタ ハ 右取極ヲ爲シ得ト 充分ナ ĺV ĺ 確 後カピム 信

ヲ

得

ル 後二於テ隔絕解除ヲ實施スル コ

目下 如 何ナル程度 折衝アル次第ナリヤ又此ノ點

今後 方針等御電 報 ラ詩

北京へ

轉電セ

1648 昭和

15年

4

月

27 日

在天津武寺田外務-

成藤総領事 協大臣より

宛 電

報

天津検問所における米国人取扱いを米国政府

抗議について

付 記 大使館宛公信亜 和十五年五月十日付外務省より在本邦米国 普通第九五号

右抗議への 回答

コト

·

, 拒否セラレ

・タリ是等事件ニ關シ米國總領事カ日

本

總

企

第 ות 屃 號

二十三日米國 ル ル米國 |人及ヒ米國商品 一大使次官來訪當地英佛租 ノ通過ニ對スル 妨害 界境 界檢問 追去一 所 筃 月 於

加重的

一嚴重ト

ナリー

米國婦

(人)

特別

っパ

ス

ヲ所

持

セ

ル

ニモ 耳義租界 テ不愉快ナル論争ニ捲込マレ檢問所指揮官ハ 「パス」ヲ沒收セル後初メテ通過ヲ許シタリ又十七日 拘ラス自動車ヨリ 「テキサス」 會社 一降リル 一人施設中ニ居住スルー ルコト ・ヲ拒ミタル爲萬國 ハソノ 米國 所 橋ニ 持 婦 舊 ス Ä 於 ル  $\lambda$ 

商 總領事其 タリ又哨兵カ屢々狹隘ナル檢問所 日本兵ノー 社 一依リ 他 群 ·テ所有セ 自 ノ中ヲ彼等ノ娯樂 動車 レラル 通 ル |過ヲ困難ナラシメタリ 反物 ノ目的ノ爲步行セシ ノ積荷ヲ租 ノ入口 ニ直立スル 界內 更ニー 二搬入 ル為米國 ンメラ 米國 ス ル

1

コトヲ拒ミタル爲萬國橋ニ於テ不愉快ナル

論

爭

二捲込 車ス 最

「ニコライロード」

檢問所ニ於テ自動車

ナヨリ

降リ

り約百碼

セラレ 領事ニ タ文書 情 右 對シテ爲シタ ンコト 位 如 ク ル囘答ヲ受理シ居ラス -ヲ要望スル旨 + ĺν アラ以 í テ東京ヨリ [頭及文書ニ依 ノ書物ヲ提出 更ニ 珼 ル 申 セリ(原文空送ス 地 軍 出 隊 對 對 コシテ シ訓 *ا*ر 令 未

尙 寶情 囘 電 ァ

本

省

4

Â

27

桑

北京 上 海 ij 南 京 度 米二轉電

付 記

間

亞 普通第九 五.

王

帝國外務省

ハ天津

二於ケル事態ニ關シ客月二十三日

グ

ル

] 大使閣下ヨリ谷外務次官ニ對シ手交セラレ タル

ノ諸 一、「グルー」 別 ーパ 事項ニ付左ノ通囘答スル ス」ヲ所持スル一米國婦人カ自動 大使閣 下ノ提出セラレタル覺ニ ノ光榮ヲ有ス 車 依  $\dot{\exists}$ 1]

近

ル 特

ヲ許サ 乘用 一檢問所指揮官カ其 軍 レ タ ノ坐席等ヲ改造シ物資其 ル趣ナル處當方調 パ ス」ヲ沒收シタル 査 三依 ノ他ヲ隱匿シテ搬入ヲ ハ 最近天津二於 後 初 メテ通り 渦

居ル實情 ツル ル 對シ之ヲ拒否シタ 者アリ ナル カ本件米國婦 · 檢問所ニ於テハ ív 入ハ ノミナラス頗 時二乘 步 哨 カー 甪 車 應下 ル 內 傲 部 車 慢 ナル ・ヲ要求 :ヲ檢査

ヲ

「示シ且舌ヲ出シテ歩哨ヲ侮辱シタリ元來特別

2677

ス

步 ル 意ヲ表シタル 峭 丰 Ŧ 國 通常 *)*\ ノニシテ 2) **酉副領事** 、返還ヲ要求シ來リ又婦人モ同部 指 旣二 揮官ニ 檢 關 問問 係國 、時二自 『ヲ受ク ヲ以テーパ Ė 1] 一諮 直 冒官 ij **上接檢問** 憲ニモ 動 ĺV ーパ 軍 ンコト 、ス 、ス  $\dot{\exists}$ -ナク 通 1] *)* \ ヲ沒收シタル シア 車 衝ニ當レ 知濟ナ 返還セラレ 通 渦 ίν ラ j 要請 次第 許 隊 ル 部 可 タル 出 隊 干 ア ス ス 頭 ル  $\mathbb{F}$ ル T 心シ遺 趣 對 ヲ コ 記 ナリ 以 シ ĺV  $\vdash$ 載 憾 カ テ P ア 後 該 ル

、客月十七日

一二コライ、

口

1

檢問所ニ

一於テー

米

婦

、カ下車步行セシメラレタル

件二 Ķ

一付テハ

當

該部

隊

=

就 國

キ

四

即 惹起スル 實情照會中ナルカ未タ報告ニ接セス尤モ 下 涌 廢 让 行者中往 車 + 涌 E ラ 行セシ ノア レ 々 夕 微慢 ル リ)又同 ムルコト 依 ナル態度ヲ示シ歩 1] ご地附近二ハ多數 トシタ 時 原 削 ĺ 1 J ・シテ歩哨 トアリ(現 が哨 ご兵 『ヲ刺激 同 檢 (駐 在 問 勤 在 シ事 所ニ 務 シ /١ 1 居 於 右 地 件 ル 原 點 ヲ テ

L ゲ Þ íν íν 後 ï 於テモ 大使閣 步 下 哨 提 */*\ 出 屢 覺 々 ~狹隘 依 ナ ï ίν 25 涌 涌 路 渦 許 直 可 큣 カ 立シ自 與  $\wedge$ 動 ラ

Ŧ

トハ信セラレ

ル

可

ク殊更日

本兵

)

群

中

÷

が娯樂

ノ爲ニ歩行セシ

メ 七

夕

راز

以

テ本件婦人ハ偶

々

ill.

如キ

- 場所ニ際會シタル

1

+

昭

和

+

五年五

月十

Ħ

實情 尙 度ニ 於 何 1 定 反物 グノ手 テ米國 Ξ 注意シ置キタル モ 出 ナリ 因 ラ . ''/ 續ヲ了シタル 尤モ 侧 íν 搬入ハー ル所大ナ 者ナキヲ保 ニ對シ 步 哨 、旣ニ通告濟 趣ナル 般ニ禁止セラレ居リ右 ル 中 コ Ė 時 於テモ ニハ 1 セ 力 + ヲ 此 ^想起セラレ 遅滞ナ ル 時 ノ筈ナ ヲ 以 種 事故 ク通 テ 咸 軍 'n 儶 度 側 過 的 *7* \ 當局 セ ) 通 次第 前 行 者 者ヨリモ メ 顯 ッ /١ 態度 現 如 <sup>´</sup>ツア 地 丰 加 箧 熊 ル

更シ檢問檢索ヲ 要之天津ニ於ケル 減 善 意ノ第三 ス ル J 1 咸 21 我方 人カ蒙ル 特ニ 帝 强 國軍 貫シテ 化シ コ -憲カ過去一ケ月以 ァ タ 努力シ ĺ ĺ ヘキ不便ヲ出 如キ事實ナク米國 ッ ツ P 來其 ル 一來得 所 ナ 方針 1] ル 人ヲ含 ヲ 1) 輕 Z 變

1649 昭

将

和 来の日英関係を顧慮し天津租界の迅速なる 15 年 4 月 27  $\exists$ 有田外務大臣宛在英国重光大使 (電り

車

Ż

通

過

ヲ

囷

難ナラシ

ムル

趣ナ

ル

檢

所ニ

於

テ

取

締

ヲ

容易ナラシムル

ル爲通

ヺ

狹隘

3 處

步

通

ケテ總

テ

通行者

ラー

日 路

停

止 上セシ

ムル

E 哨 簡

通 ハ

行 其

者ニ

於 路 ハ

テ所 二立

シト

ノコトナ

ij

ハ 天

八津問題

ク交渉

經

渦

21

雷

21

後 難

### 封鎖解 |除を英国外務次官要望につい

口 レンド 月27日 後 発

本 省 4 À 28 28 H 前

天津 ル \_ 封 語 鎖 題 解解除 **2**(二十 六日 問題未解決ナル 「バ 次官ト コ ノ會談)ニ ートヲ述 一付 日 |本政 ア先方 府 ハ *ا*ر 要 堀 え 內

武

藤

兩

民

ソヲ現

地

=

一派シ

,努力シ居

ル

が如ク右

ハ大イニ多

í

ス

ル

居 重ニナ モ 天 ル 七 /津總領事 何分此 ij リタリ ŕ 種問 報告ニ依レ ノコトニテ弱リ居レリ 題ニ付テ巧ク解決セ ンハ 「バ 1] シケー 新 十十 Ķ 聞記 Ĺ *)* \ 25 事 、最近 將 等 來日 バ 用 英 心シ 層 層 嚴

取

道

大局 內部 係改善 的 見地ヨ 御苦心ハ 、努力ニカヲ失フ結果ト ij 萬 シニ付本使 貴大使ヨリ 々了 一解スル 更ニ モ 政  $\bar{\mathsf{H}}$ ナルコト 1英關 府ニ上 係 审 ヲ セ 將 恐ル ラ 來 íV ヲ Н ル 顧 本 樣 慮 卧 願 ス 府 度 ル j

御 最近 經 孟 ヲ 刺 2何等承知シ居ラサ 望 戦シ他 / 通り 取 ノ各種 計フへ ノ交渉ニ自然波及ス 、シト答 jν でモ右 置 御 趣旨 ピケリ 木 2) 充分了 ル 朗 題 機 微 21 英國 解 關 セ 係 人 ル \_ ヲ 有 付 抽

ス ル 7 御 承 知 涌 1] Ť ij 右 御 审 添

佛

米

 $\dot{\wedge}$ 

皷

雷

セセ

1650 昭 和 15 年 5 月 2日 在天津武寺 成藤総領事 協大臣より 宛 電

天津 仏 紅界問 題 に関する対仏

本

省

5月2日後

9時

0

分

発

交渉の

経

쉁

诵

報

第 五. 號 極 祕

貴 氜 第 几 Ŧ 號二 關

天津 爆 **炒擊問** 佛 國 題 租 界 關聯 關 Z スル ル Н 佛 國 佛 側 般 1 | 國交調 / 交渉 整問 ۱۱ 去ル 題 月 部 雲南 トシ テ 鐵

上ケラレ 1 ギ Ī 原 タルモノニシテ二月末澤 則協定ノ承認印 治安及經濟問 田 大使 題 日 1] 關 (1) 有 H 田 英間 ク

無カル 側ヨ 発達スへ 1]  $\wedge$ 、キ旨 右 キ協定ト 万 抽 般國交調整 同 象的意思表 趣旨ノ協定締結 範 示アリタル次第ナル 崖 丙 方提 於 議シ テ 左 夕 ル 力 夕 其 ĺV 對 困

佛

國

二 V

到

本件交涉 /١ 他 點 二於テ行惱ミ結局 月 末 應全 部打 切

尙

 $\mathcal{F}$ 

月 ĺ

日海

在

京

佛

國

大使

ノ谷次官

對

ス

ル

由

出

付

テ

*/*\

别

÷

1]

涂 電 報 ス

北 京 轉 電 セ 1]

編 注 日 誤」との書き込みあり。

昭 和 15年5月2 Ħ 在仏国沢田大使宛有田外務大臣より (電報

束 述べ

11

jν

モ貴方ノ好

意二

報

ユ

ル

意味ニテ全力ヲ盡ス

1651

### 仏国大使言明について ば仏国は同様の協定締結に異議なき旨在本邦 天津租界問題に関し日英間に協定が成立すれ

本 省 5 月2日 1後9 時 20分発

廣東ヨリ

香港へ

轉報アリ 天津、

庌

英、

米、

北京、

上 海、

廣

東

南

京

河

內

轉

電七

1]

キ旨答へ置キタル趣ナ

ij

第二三〇號(極 心

印ニ關シ聲明セラレ 二日在京 ル後天津問題ニ付テハ 「アンリ」 レタル 佛大使次官ヲ來訪シ過日有田 、豫テ 所 ク 21 佛 ĺ 國 ーギ ]政府モ同感ナル旨述 j 大使ヨリ 天 臣 聯絡 べ ) 蘭 夕 越

向 シ居タルガ次官ハ直接自分(「アンリ」大使)ヨリ ヺ 承知セラレタキ御希望ト聞キ及ベルニ付申シ上 佛 ブ 國 ĺν 側 干 意

取 ル 極ヲ爲スニ異議無ク日 干 佛 威 2トシテハ 日英間 1英間取 三取 極成立シタル 極が速 カニ成立スル 上ハ 之ト ヲ希望 同 .樣 ノナ

、リト前提シ未ダ本國政府ヨリ訓令アリタル次第ニ

*)* \

非

シ居レ

Ĺ

-述べ

、最後 ナル

> 最 近

行

21

レ

・タル

雲南

鐵

渞 爆撃ハ

. 交渉

英.

界

打

チ

j 1]

ーワシト

ニ付日本軍ニ於テ今後之カ中止方取計

1652

昭和 15年 5 月6 Ė 有田外務大臣宛

ŋ

# 天津英仏租界封鎖解除の経済的影響につき予

想報告

機 密第六九六號 昭和

(5月10日接受)

十五年 五 月六日

在天津

總領

事

武

藤

義

雄

旬

外務大臣 有  $\ddot{\mathbb{H}}$ 八郎 殿

本件ニ關シテ 佛 租 'n 隔 Ħ 絕 下詳細 解 除 ノ經 ナル 濟的 報告作成中 影響豫 想 ナル 概 報 モ不取敢極 X

レ 度キ旨附 訔 セ 1]

次官ハ右

天津問題ニ 請

關

パスル

佛國

ノ好意的態度ヲ多トスル旨

、尙爆 出来サ

墼

題二

付

テ

'n

(何分軍

事行動

ノ事ナレ

*)* \ 成否

ラ約

曾

促

進

セラル

ル

 $\exists$ 

ートトナルヘシ

依

兹二 一尖 行

テ概 括 菂 + íν 中 蕳 報 告 書 F 作 成 シタルニ 付右何等御參考迄

、英佛 組 隔絕解除二 伴 フ經濟的影響 橱

+ 茈. 71 帰 、ス却テ本 經經當 箱 洯 初期 -邦側業者 隔 待セ 絕 ハ之レ ル ハ天津 力 如キ ヲ經濟的 英佛 上經濟界 觀點 ノ經濟的 ジャ ヨリ考察ス 樞 ピタル 勢力ノ衰 外國 ル 稫 退 界 ラ 我 方 內

j) ル 一恵マ こ至リ奥地方面 i ルニ至 レ ルニモ拘ラス猶彼等 ニニ於テハ 第三國 人二比シ優勢ナ ノ後塵ニ #

不便ヲ招キタル

ノミナラス相當

プ犠

性ヲ餘

儀ナクセ

シ

貿易上ノ各種機

構及設備

利用停止

ニ依リ多大ノ不

隔絕前

二比シ相當ノ減少ヲ示シ其減少

ン

原

因卜

-シテ隔

+ + /解除ハ jν ヘカラサル狀態ニアルヲ以テ今日ニ於テハ 圓 芫 ーパ 1 離脱ト共ニ本邦業者 ラ内 和 472 最 凉

勢二鑑ミ亦止 Ŧ 要望セ ル二大問 ムヲ得サル 題 夕 ĺν 處 派ナル 感アリ ヤニ思考セラル 現 子 /經濟的 客觀 ル 次第 的 Ť 情

朋 テ ル 詯 71 化 和 時 シ物資 的 隔絕 点 ノ交流容易トナリ物價 ノ解 騰 除 ス ル 人心ノ安定ニ依 干 P V トモ 21 般 石炭食料品等二付 1) /經濟界 的 、落着ク 氣 7

出

減

貿易及 商 取 引 關 係

(イ)貿易ニ 關 ス ル 影

年六月

单

絕

實

前

チ

兀

Ŧī.

月

輸 兩

月ト 出 昨 割減、 八兩月ノ天津貿易ヲ見ルニ 輸入三 ·旬第二次 割三分減對日 (租界) 隔 本及圓 施 一對第二 後卽 域 貿 一國貿 易 輸 出

分減、 界隔絶ニノミ 輸入二割五分減ヲ示セリ右不振 、歸スへ 、キニ 非 チル モ 隔絕後 1 原 ノ天津 因 肾易 固 1] カ 租

ク影 絕カ有力材料タル事否定シ難ク然モ對 響セルヲ以 テ隔絕解除 カ天津貿易促 第二 進 二二資 國貿 易

ス

ル

所 强

(口) 對第二 或 貿易二 與フル 影

ĺV

ハ

過少視シ

,難キ處ナリ

Ĺ

十四年 元 輸 出 -度天津港 七千六百萬 ノ對第三國 元ニシテ十三年度ニ比 貿易 11 、輸入一 億六千 ス ハ輸 Ħ. 百萬

於テハ 五割增輸 輸入大差ナク輸出相當減少セル 出 略 同 額ナル處爲替ノ下落ヲ考慮 コ セ 數量 ル 右

依 ル 少 集 ル 1 荷 特 原 難蘇 產 因 物 ハ本質的 聯 生 单 產 南 支方面 ニニハ 廻 輸 1] Ä ノ物 物資 /減少奧 分不 資 ノ逃避 地 圓 滑 物 )及聯 事 資統 變天

疆 爲替集中 、貿易政策ニ對スル米國側 制 度 粕 東ニ 位 ルモノナレ ノ反感隔 ド 絕二 Ė 租 依 界 ル Г 荷 絕 及蒙 捌 F.

外 숢 「貨獲得ノ見地 -利不便 層 絕 中 ヨリ租界内搬入ニ對 1 .謂 モ 第 國 向 輸 エスル 出 物 簡 資ニ 易通 對シ 渦 テ

受渡 遲延 便宜 ラ與 ニ對スル不安及輸出 一トラツク」 ヘタル Æ 檢 ノ借賃ヲ初メトシ搬入費高増セリ 簡 所ニ於ケル貨物輻輳 置價格 ノ高騰ニ起因スル / 爲搬 ル處ア 入

輸入ハ輸

出

ノ九割ニ止マル

 $\sim$ 

キヲ以テ貿易尻

ハ入超

(11)

我方及第

三國

層

莊

三與

ヘル

影

ヲ以

テ隔絕解除

ハ對第

三國貿易促進ニ資スル處アル

搾 租 裲 嵬 包 層 |及仕上等) 及事務所等ノ使用不能並ニ 絕 中  $\dot{\mathsf{H}}$ 1本商社 2) 英佛租界 芮 .低 頭 (倉庫 及工 海 塴 1 厂厂

場二在 ル 、モ隔絕解除 ジノ場 合ハ斯ル障害除却 セラレ 邦 崙 捙

**建絡上** 

一 不 圓

|滑等ニ依リ第三國商社ニ比シ不利

ナ

ĺ

**寸**.

對第三國貿易 こへク又目下對策考究中 六緩和ニ資スル 虚アル ノ進出 ヘシ英米佛 ノ邦人輸入ノ滞貨 二對シテモ多少 商 莊 ノ期待ヲ懸ケ 租 簡 界隔 題 三付 絕 テ

系及猶太系商社並二支那 共二租界外二輸出又

八商社 店

ハ多數租界外ニ轉

出又

際シ廢止

コスル

コトトナラハ右貨物

ノ租界内流入ハ

相

當

ヘハ出

ラ新設

É

ル

干

+

半

干

獨

至リ 21 出 再 店 E ラ新 租界繁榮 殼 せ ル カ グ要因ト 隔 絕 解 ナル 除 1 共ニ 租 界ニ 一復歸 ス

≒ 物 資二與 フ ル 影

(1) 天津 爲替集中 港 に二於ル 制二依ラサ 對第三 一國貿易 ル對第 /١ 一國輸 聯 銀 ノ爲替集中 入物資ニ與フル影 制 二依 1]

ナル 元ノ輸入超過ヲ示セリ右ハ主トシテ英佛租界ニ コト無キ筈ナルニ 拘ラス十 一四年度ニ かか 一於ケル 九千萬

力ニ多クヲ期待シ得サル實情ニ鑑ミ必 ノナル 海路外國 カ北支ノ物資不足及本邦及圓域 船二 依ル交通ノ自由及法幣操作ニ  $\exists$ スシモ 1) 起 ノ物資供 排 因 撃ス スル Ŧ

物資 別問 キモノニ非ラスト認メラル 題トスル 出 入増大ヲ促進ス Ŧ 隔 超解除 ル ハ 前 ルニ付其利害得失ハ暫ラク コ 1 記爲替集中 ナ ĺ 制 三依 ラサ

ル

(口) 重 客年 一需 調辨 五 品 旬以來現 二與フル 在ノ隔 影響 絕 į١ 别 實 施 中

1

箇

ナ

ĺ

軍

月

需調 羊毛毛皮皮革等 辨 温 ラル 棉花綿糸布 ノ英佛租界搬 人絹糸布 入禁止措 其 置 他 ヲ 隔絕 繊 維 解除

會

7

血

、思惑買換物人氣ヲ助長スルニ至ルヘシ

價格 量 實際ハ軍 、リ(但シ右貨 一登ルモ 希望ニ依リ ノ安値ト相俟テ右貨物 ノト ·需調辨品ニハ非ラサル (物中綿糸布) 重 ・豫想セラル 需調辨品トシテ租界 7ノ軍側 ル 人絹糸布 處右 モ當該 調 21 辨ニ 軍 搬 其 側 入禁止 支障ヲ來 品同業組 ノ公定買 他 繊 ア措 維 スス 合 製 附 俱 品 ケ

金融 1] **巡通貨關** 、採リ居ル次第ナリ)(本項極 祕

四 現在 **尼及華商** |弗八分ノ七以下ニテハ行ハレサル 輸出 一次では、
一次では、 ハ 聯銀 ノ爲替集中

制二

一依リ

1]

ンクレ

1

1

J

トトナリ

房ル

七

H

[爲替ヲ取組マサル輸入業者ニ對シテハ輸出

ンクレ

・ト」トノ差額丈ノ「プレミア

7

付ニテ賣却シ

出為替ヲ

1] 輸 外 +

<sup>・</sup>カバー」ヲ取リ居ル實情ナルヲ以テ聯

銀

グノ爲替

\_ レ

舊法幣 ル ケル第三國ヨリ 操作ニテ賄ハレ居ルモ フリー、 ハ殆ト名義ニ止マルノミナラス前 ノ爲替通 貨トシテ ーケツト」ニ於テ舊法幣建爲替相 ノ輸入超過額九千萬元 ノ價値 ノナルヲ以テ租 ||及市 價 ハ租界ノ「オ 記 錢 界 [ノ通前 鋪 隔 絕 復 年 一度ニ 解 活 場 i 除 機 依 於 プ 21